

第3期

# 小野市 子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月  
小野市



## 目次

第1章 計画策定の概要 .....	1
1. 計画策定の背景・趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の期間 .....	3
4. こども基本法、こども大綱との関係 .....	4
5. 計画の対象 .....	5
6. 計画策定までの流れ .....	6
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状 .....	7
1. 小野市の現状 .....	7
(1)人口(年少人口) .....	7
(2)出生 .....	8
(3)婚姻・離婚 .....	9
(4)転入・転出 .....	9
(5)就労 .....	10
2. アンケート調査結果 .....	11
第3章 計画の基本理念と5つの基本目標 .....	29
1. 計画の基本理念 .....	29
2. 計画の基本目標 .....	30
3. 計画の体系 .....	32
第4章 具体的取組 .....	34
基本目標1 こども・若者を権利主体とした仕組みづくり～「こどもまんなか社会」の推進～ .....	34
基本目標2 ライフステージに応じた切れ目ない支援の体制づくり .....	36
基本目標3 子育てしやすい環境づくり .....	41
基本目標4 すべてのこども・若者、子育て家庭を支える仕組みづくり .....	46
基本目標5 仕事と子育てを両立させる社会環境づくり .....	48
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保対策 .....	50
1. 計画期間における児童数の見込み .....	50
2. 教育・保育提供区域の設定 .....	51
3. 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制 .....	52
4. 幼児教育・保育の提供体制 .....	54
5. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制 .....	56
第6章 計画の推進 .....	73
1. 推進体制の整備と進行管理 .....	73
2. 市民及び関係団体等との連携 .....	74
資料編 .....	75



# 第1章 計画策定の概要



## 1. 計画策定の背景・趣旨

近年、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造が大きく変化しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラーなどの問題が顕在化しています。

国においては、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担うこどもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成24年に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等の関係法律の整備法」）が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度においては、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場（地域子育て支援拠点）や学童保育事業の充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、すべてのこどもと一緒に教育や保育を受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとしています。

その後、令和5年4月に施行されたこども基本法では、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。また、社会全体でこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としています。さらに、こども基本法の制定に伴い、さらなるこどもに関する施策の推進に向けて、国は「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」を定めています。

そして、常にこどもの最善の利益を第一とし、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さない、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔の役割として「こども家庭庁」を新たに創設しました。

小野市では、平成27年3月に「小野市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）、令和2年3月に「第2期小野市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、「だれもが安心してこどもを生み育てることができ、すべてのこどもが心豊かに成長できるまち」を基本理念として、こどもたちが未来に希望を抱き、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じていけるよう、「こどもの最善の利益の実現」を第一に考え、施策を推進してきました。

第2期計画の終了を迎えるにあたり、上記のこども基本法やこどもまんなか社会の考え方にに基づき、こどもを取り巻くあらゆる環境について、総合的かつ一体的なこども・若者支援に取り組むために、新たに「第3期小野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章



## 2. 計画の位置づけ

### (1) 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の円滑な実施等に関する事項について定めるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」について第2期計画と同様にその取組を継承しつつ、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、「すこやか親子おの21」を引き継いだ「成育医療等基本方針を踏まえた計画」等も一体的に策定した計画として位置づけます。

また、こども基本法第10条に規定する市町村こども計画として、本市における子ども・子育て支援に関する施策を総括します。なお、同法第10条において、市町村こども計画は、国が策定することも大綱と都道府県こども計画を勘案して定めることとしており、こども大綱には、同法第9条に基づき、以下の内容が含まれます。

#### 【本計画と一体的に策定するもの】

- 子ども・子育て支援法第3条に基づく**市町村子ども・子育て支援事業計画**
- 次世代育成支援対策推進法に基づく**次世代育成支援行動計画（市町村行動計画）**
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく**子どもの貧困対策のための計画**
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく**市町村子ども・若者計画**
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく**ひとり親家庭等自立促進計画**
- **成育医療等基本方針を踏まえた計画**

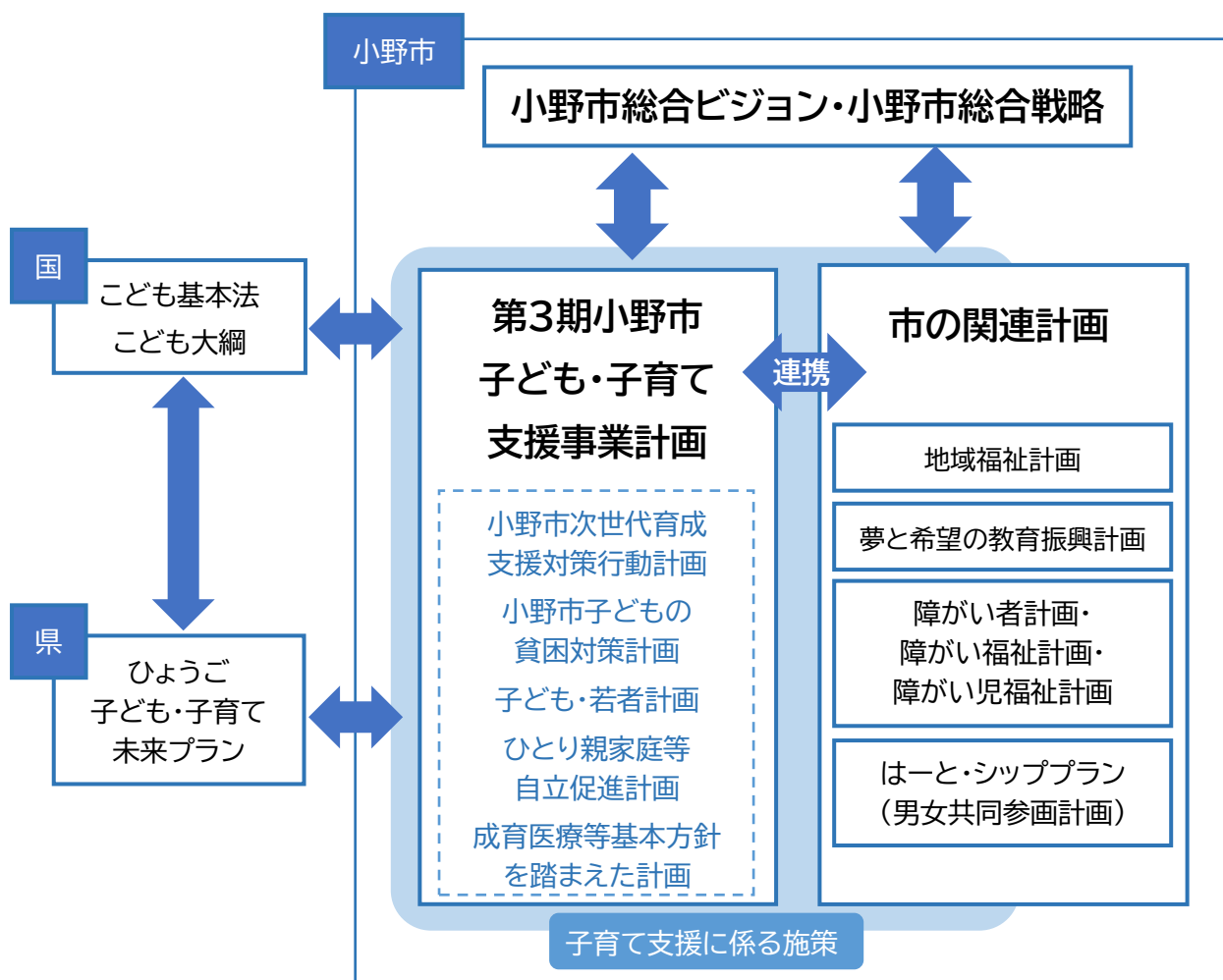
#### 【計画に含める内容】

- 少子化対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

### (2) 本市の関連計画

本計画の策定にあたっては、「小野市総合ビジョン（令和4年度～）・小野市総合戦略（～令和7年度）」が掲げる理念や将来像をもとに、各種関連計画（その時点の最新のもの）との連携を図ります。

【計画の位置づけ】



### 3. 計画の期間



本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画と実態に大きな乖離が存在している場合、計画期間の中間年度を目安として、必要な見直しを行うことがあります。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期小野市子ども・子育て支援事業計画									
					第3期小野市子ども・子育て支援事業計画				

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章



## 4. こども基本法、こども大綱との関係

こども基本法は、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としたものであり、こども大綱の策定やこども等の意見反映などについて定めています。

### こども基本法

こども施策の**基本理念**を定めています。



- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育ては家庭を基本しながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

こども施策に関する大綱(**こども大綱**)として6つの基本方針を定めています。



- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章



## 5. 計画の対象

こども基本法では、「18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう心と身体の発達の過程にある者を「こども」としています。

本計画は、こども基本法に規定する「こども」「若者」「子育て当事者」を計画の対象とします。



乳幼児期・・・義務教育年齢に達するまで  
 学童期・・・小学生年代  
 思春期・・・中学生年代からおおむね18歳まで  
 青年期・・・おおむね18歳以降から30歳未満

### こどもまんなか社会とは

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態“ウェルビーイング”で生活を送ることができる社会

### こどもの育ちの基本的な考え方

すべてのこどもに、身体、心、社会(環境)の全ての面での育ちを一体として保障するために、育ちの時期を問わずすべての人と共有したい基本的な考え方

これまで、こどもを真ん中に考えたときに、直接的、間接的あるいはその両方で、こどもの誕生前から幼児期まで、すべての人が具体的にどのような立ち位置で、こどもを支える当事者になりうるのかが見える化できていなかった。  
 「こどもまんなか」視点で共有したいことをわかりやすく整理することで、すべての人が当事者となり、「こどもまんなか」という一貫した考え方のもとでこどもの育ちを保障していく。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

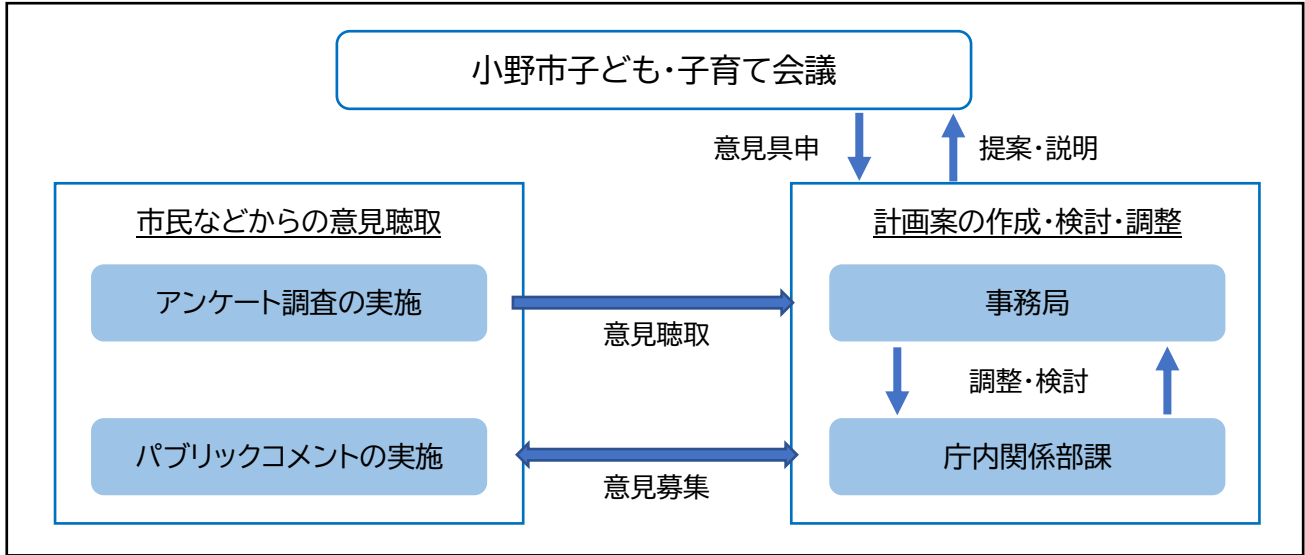
第6章



## 6. 計画策定までの流れ

### (1) 統計(小野市の現状)やアンケート調査結果を基に審議

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査するための合議制の機関として、専門的な知識や多角的な見識を有する委員 13 名で構成する「小野市子ども・子育て会議」を設置し、次のとおり審議を行って本計画を策定しました。



### (2) 本計画策定までの経過(令和 5～6 年度)

日程	項目	主な内容
令和 5 年 7 月 24 日	R5 第 1 回 子ども・子育て会議	○第 3 期子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査について
11 月 8 日	R5 第 2 回 子ども・子育て会議	○第 3 期子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査について
12 月 1 日～18 日	子ども・子育て支援 アンケート調査	○就学前児童、小学生児童の保護者を対象に調査を実施し、教育・保育ニーズをはじめ、子育て支援サービスの利用状況や利用意向等を把握
令和 6 年 2 月 20 日	R5 第 3 回 子ども・子育て会議	○子ども・子育てアンケート調査の結果報告
7 月 23 日	R6 第 1 回 子ども・子育て会議	○第 3 期子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
11 月 18 日	R6 第 2 回 子ども・子育て会議	○第 3 期子ども・子育て支援事業計画(素案)について(パブリックコメント素案の検討)
12 月 20 日 ～令和 7 年 1 月 10 日	パブリックコメントの 実施	○本計画について、こどもを含む市民から幅広く意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施
2 月 17 日	R6 第 3 回 子ども・子育て会議	○第 3 期子ども・子育て支援事業計画(案)及びパブリックコメントの実施結果について

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

## 第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状

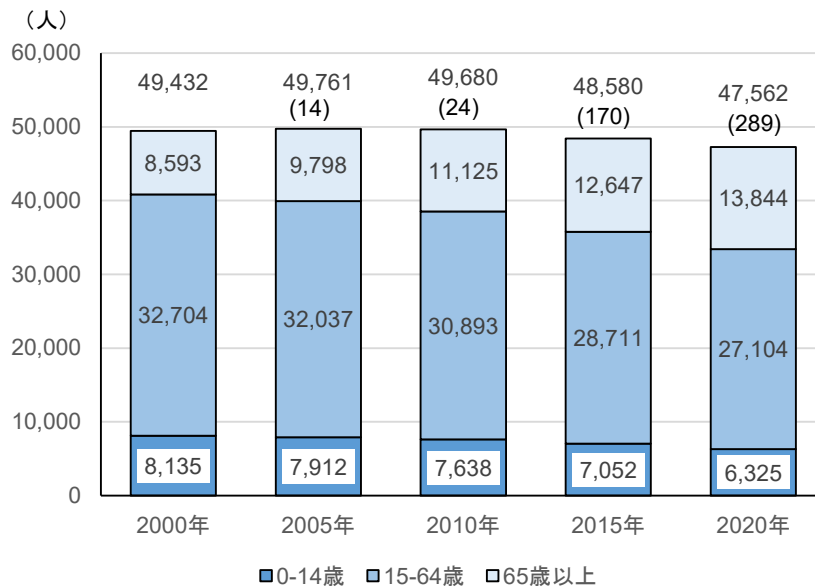


### 1. 小野市の現状

#### (1) 人口(年少人口)

小野市の年齢3階層区分人口において、0歳から14歳までの年少人口は減少しており、1年ごとに  
見ても徐々に減少しています。

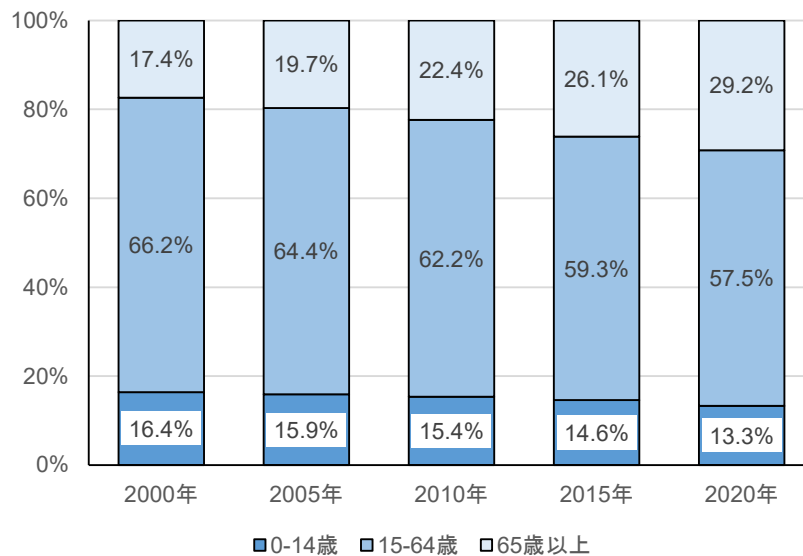
#### ① 年齢3階層区分人口



資料元：国勢調査(各年10月1日現在)

#### ② 年齢3階層区分人口割合

総人口に対する年少人口割合も、徐々に減少しています。



資料元：国勢調査(各年10月1日現在)

第1章

第2章

第3章

第4章

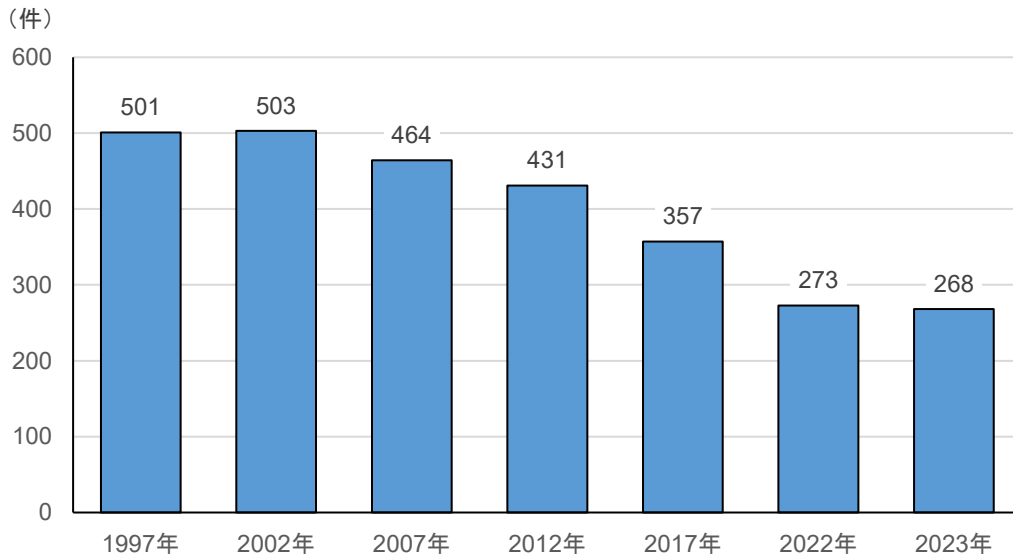
第5章

第6章

## (2)出生

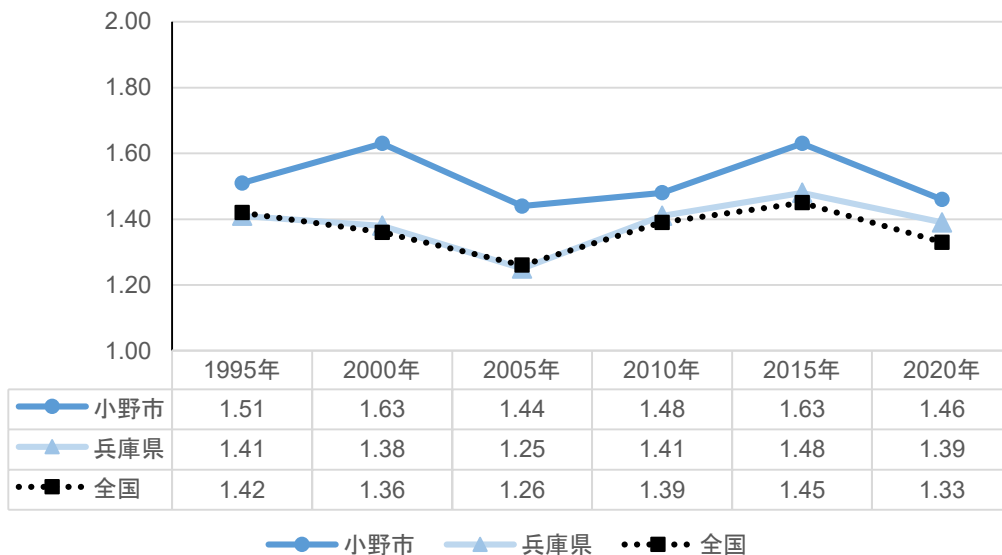
出生数は、2002年から20年間で230人減少し、2023年には268人となっています。合計特殊出生率も、2015年から2020年にかけて大きく減少していますが、小野市は兵庫県や国に比べると高い数値で推移しています。

### ①出生数



資料元:小野市統計書

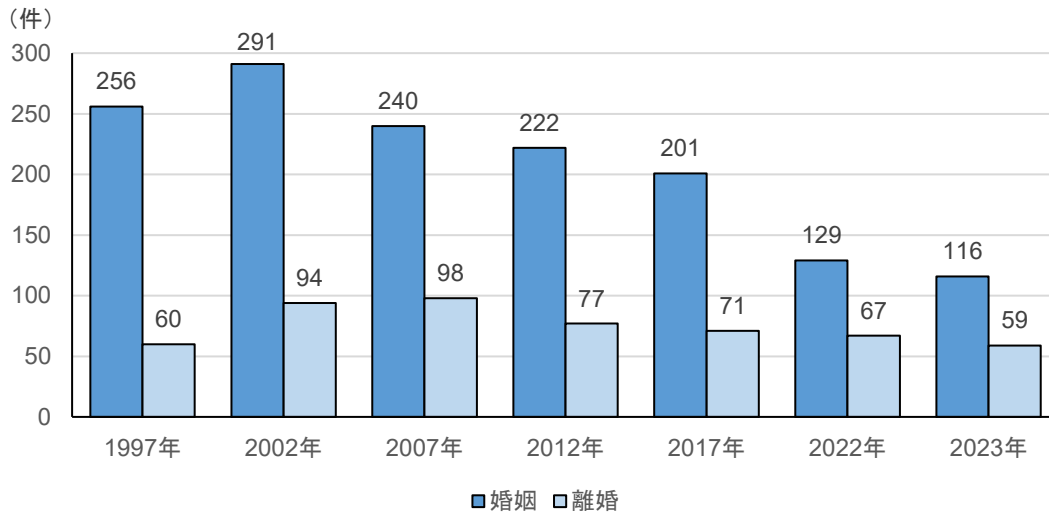
### ②合計特殊出生率



資料元:国勢調査(各年10月1日現在)

### (3) 婚姻・離婚

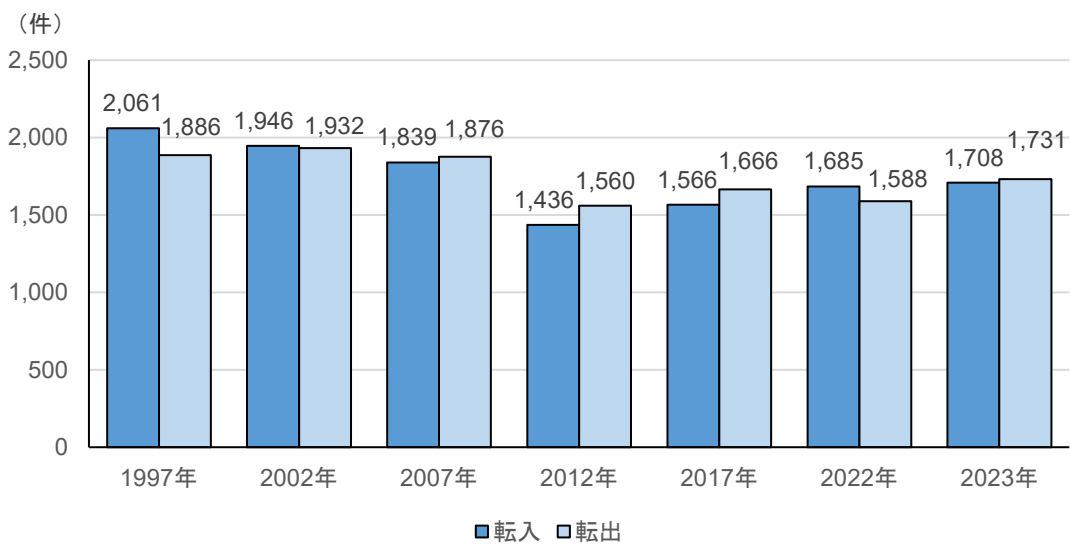
婚姻件数は減少傾向にあり、2023年には116件となっています。また、離婚件数も徐々に減少しています。



資料元：小野市統計書

### (4) 転入・転出

転入・転出の社会動態については、転出過多の傾向にあります。2007年以降、2022年のみ転入が上回っていますが、その年を除いて社会減の状態となっています。



資料元：小野市統計書

第1章

第2章

第3章

第4章

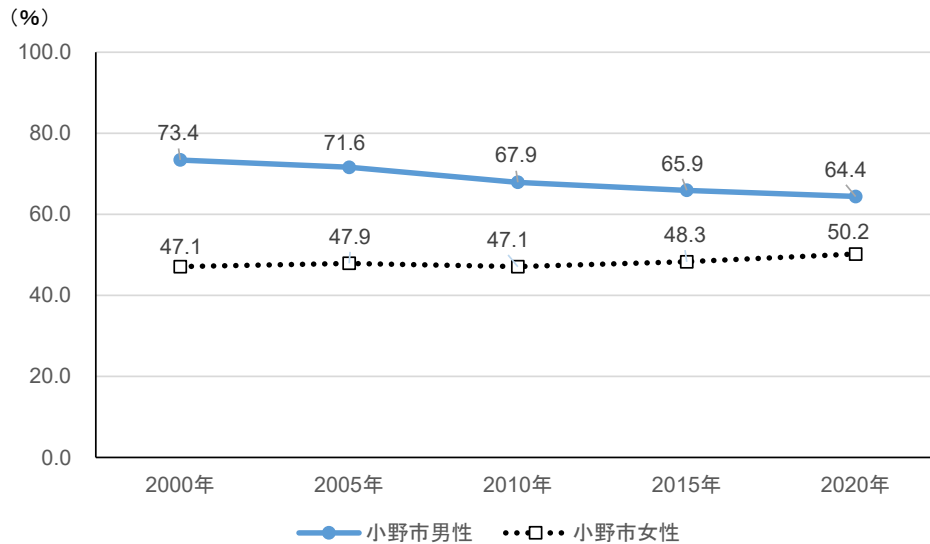
第5章

第6章

## (5)就労

男性の就業率については、年々減少傾向にあり、女性の就業率については、徐々に増加しています。15～64歳の就業率をみると、男女とも傾向は変わりませんが、男性の就業率は微減しており、女性の就業率は増加しています。

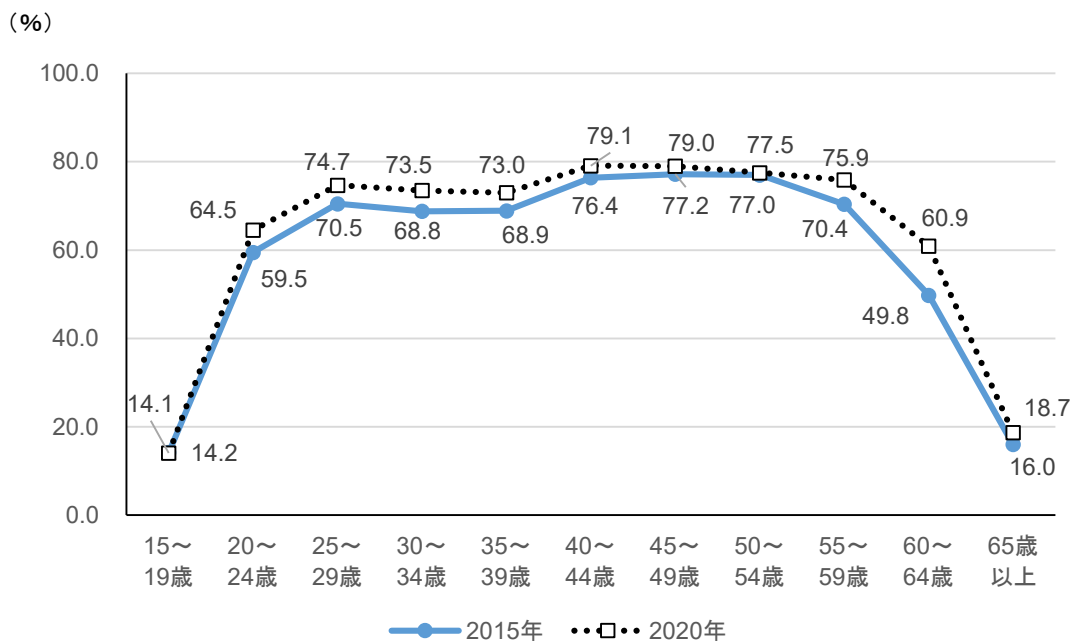
### ①男女別就業率の推移



資料元：国勢調査(各年 10月1日現在)

### ②年齢階層別にみた女性の就業率の推移

女性の就業率を2015年と2020年で比較すると、20歳以上は常に2020年の方が就業率は高くなっており、5年間で女性の就業率が上昇していることがわかります。また、2020年は60～64歳の就業率が10ポイント以上高くなっており、カーブの落ち込みが緩やかになっています。



資料元：国勢調査(各年 10月1日現在)



## 2. アンケート調査結果

### ①調査対象

種類	調査対象
就学前児童	小野市在住の就学前児童の保護者 1,627 世帯
小学生児童	小野市在住の小学生児童の保護者 1,266 世帯 ※就学前児童がいる家庭は対象外

### ②調査期間

就学前児童・小学生児童ともに、令和5年12月1日（金）～令和5年12月18日（月）

### ③調査方法

就学前児童・小学生児童ともに、郵送配布・郵送回収またはWEB回答

### ④回収結果

種類	全児童数	配布数	回収数		回収率	有効回収数
				集計不可分		
就学前児童	2,179 人	1,627 件	832 件	0 件	51.1%	832 件
小学生児童	2,532 人	1,266 件	646 件	0 件	51.0%	646 件

注：アンケートグラフ中の、「今回」、「前回」は以下の調査をしています。

「今回」、「前回」の表記がないグラフについては、「今回」の結果となっています。

今回：「小野市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（令和5年12月実施）

前回：「小野市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（平成30年12月実施）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

# (1)子育てに関する相談先について

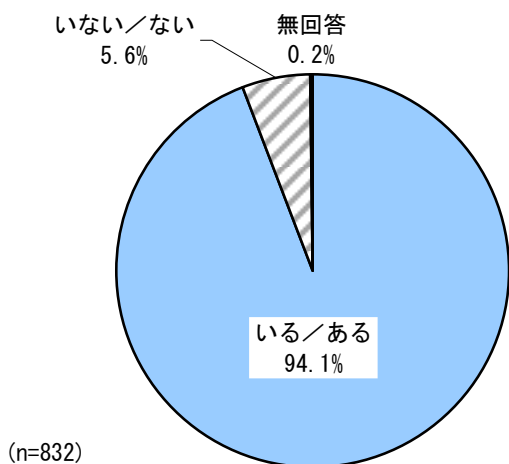
## ①子育てに関する相談先

子育てに関する相談先は就学前児童・小学生児童の保護者ともにおよそ5%がいない状況にあります。

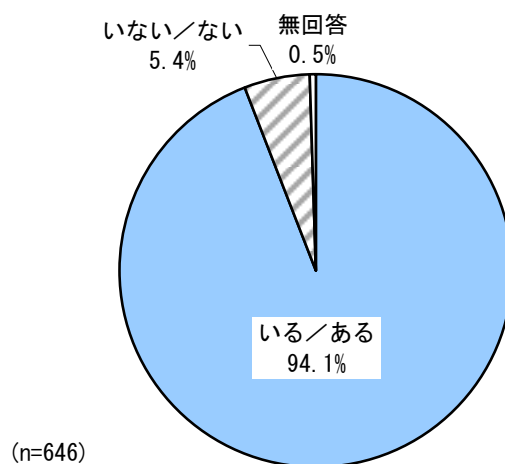
主な相談先の「保護者仲間」についてみると就学前児童は 24.5%であるのに対し、小学生児童は 41.4%と高くなっています。対照に、保育者、先生と回答した割合については就学前児童が高く、小学生児童が低くなっています。

【子育てに関する相談先の有無】

■就学前児童調査

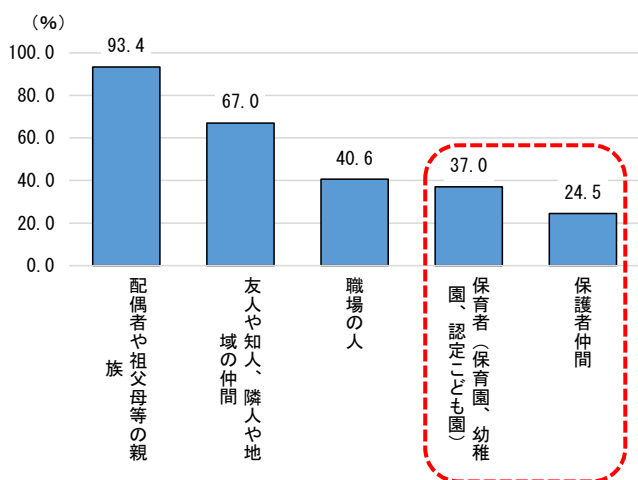


■小学生児童調査

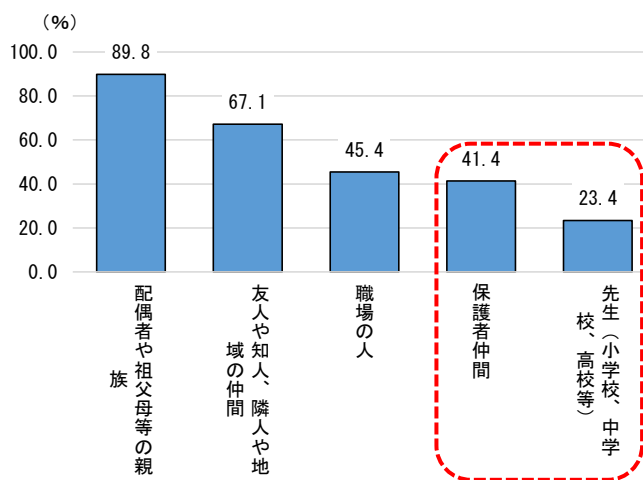


【子育てに関する相談先(上位5位)】

■就学前児童調査



■小学生児童調査



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

## (2)両親の就労形態について

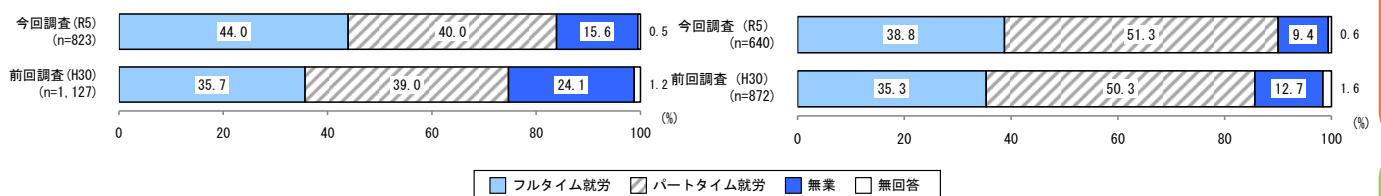
### ①母親の就労状況

就学前児童の母親は「フルタイム就労」が44.0%、「パートタイム就労」が40.0%、「無業」が15.6%となっています。小学生児童の母親は、「フルタイム就労」が38.8%、「パートタイム就労」が51.3%、「無業」が9.4%となっており、就学前児童の母親よりも就労している割合が高く、就労形態はパートタイム就労がフルタイム就労より10.0ポイント以上高くなっています。前回調査と比べると、就学前児童・小学生児童ともに「フルタイム就労」が増加しており、特に就学前児童の母親は8.3ポイントの増加に加え、「無業」の割合は8.5ポイント減少しています。

### 【母親の就労形態】

#### ■就学前児童調査

#### ■小学生児童調査



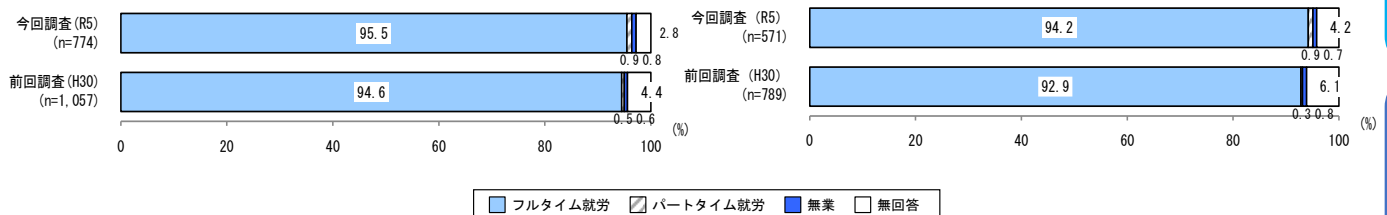
### ②父親の就労状況

父親の就労状況を見ると、就学前児童・小学生児童の父親ともに「フルタイム就労」が90.0%以上を占めており、前回調査と比べても概ね同様の結果となっています。

### 【父親の就労形態】

#### ■就学前児童調査

#### ■小学生児童調査



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

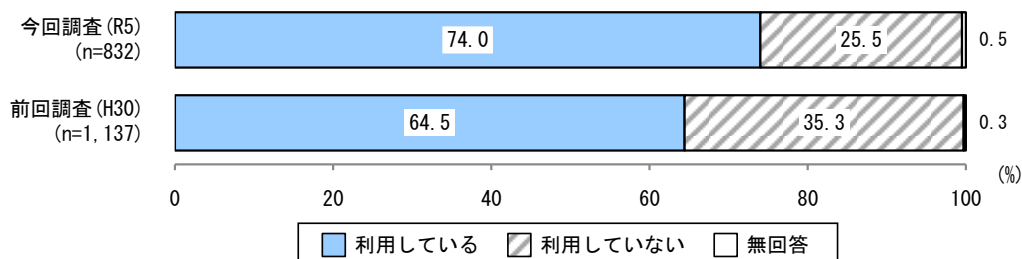
第6章

### (3) 平日の教育・保育事業の利用<就学前児童調査>

#### ① 平日の教育・保育事業の利用状況

平日の教育・保育事業の利用状況を見ると、「利用している」が74.0%となっており、前回調査と比べると9.5ポイント増加しています。

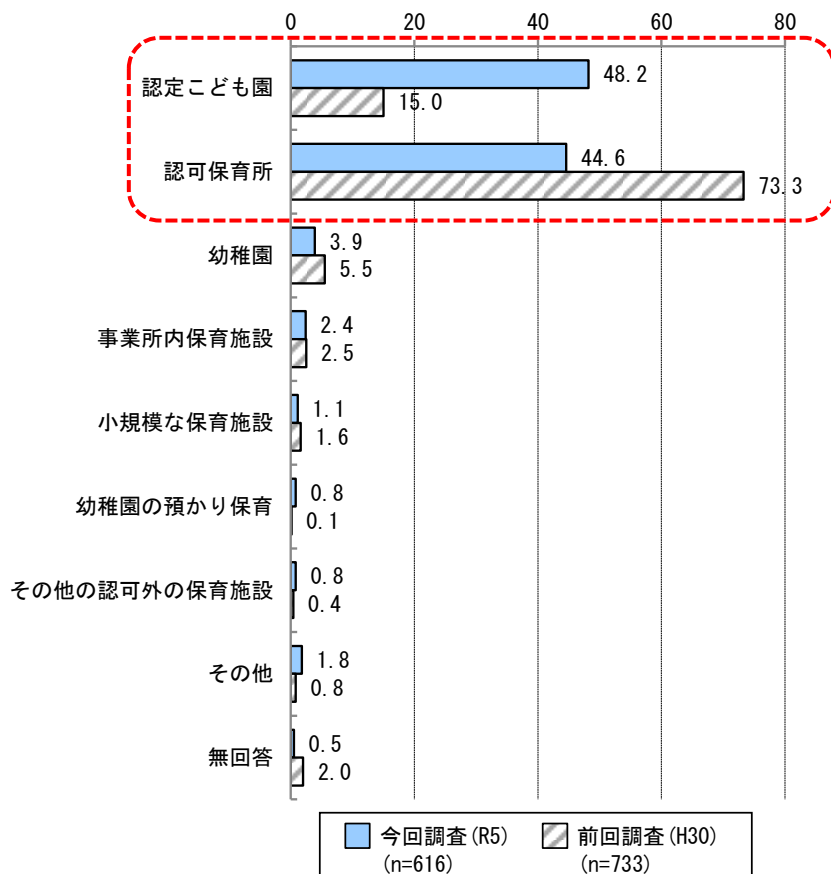
【平日の教育・保育事業の利用状況】



#### ② 利用している事業

利用している事業を見ると、「認定こども園」が48.2%で最も高く、次いで「認可保育所」が44.6%の順となっており、上位2項目の事業が大半を占めています。前回調査と比べて、「認定こども園」と「認可保育所」の割合をみると、「認定こども園」については15.0%から48.2%に増加、「認可保育所」については73.3%から44.6%まで減少し、5年間で認定こども園の利用率が大幅に増加しています。

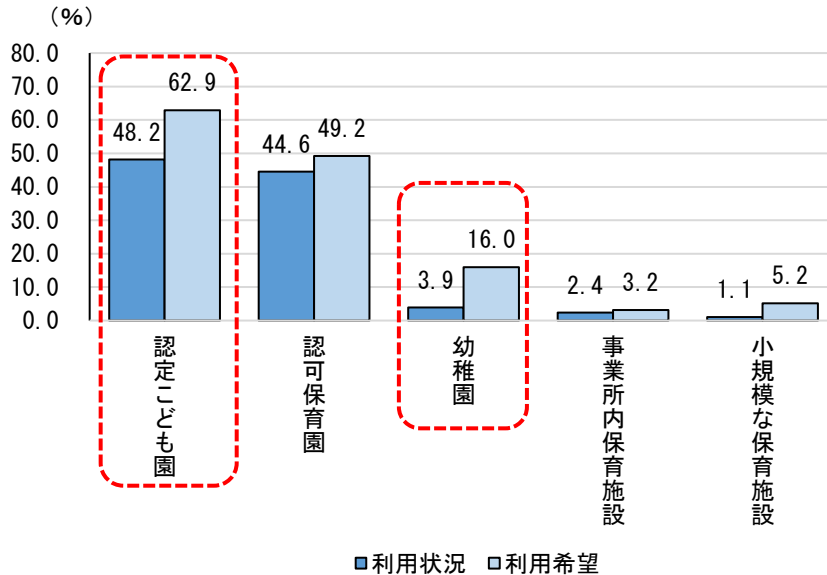
【利用している事業】



### ③平日の教育・保育事業の利用希望(利用状況との比較)

平日の教育・保育事業の利用希望をみると、「認定こども園」については利用している割合が48.2%であるのに対し、利用希望は62.9%で14.7ポイント高く、「幼稚園」については利用している割合が3.9%、利用希望が16.0%で12.1ポイント高くなっています。

【利用希望(上位5位)と利用状況の比較】



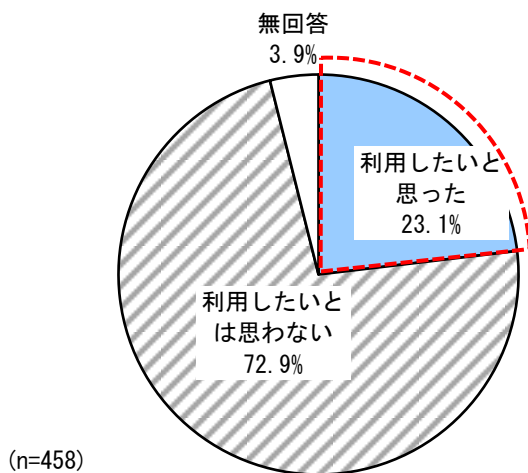
### (4)病児保育の利用

#### ①病児保育の利用希望

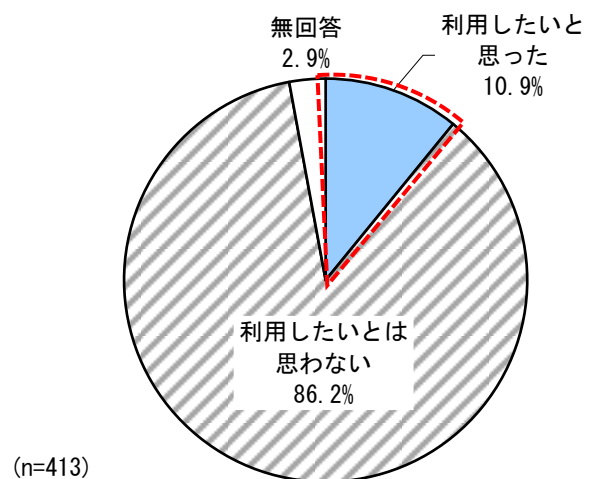
病児保育の利用希望をみると、「利用したいと思った」と回答した割合は就学前児童が23.1%、小学生児童が10.9%で10.0ポイント以上の差がみられます。

【病児保育の利用希望】

#### ■就学前児童調査



#### ■小学生児童調査



## ②病児保育を利用したいと思わない理由

病児保育を利用したいと思わない理由をみると、上位4項目は就学前児童・小学生児童で共通しており、就学前児童は「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安だから」が42.2%、小学生児童は「親が仕事を休める（年次有給休暇制度等がある）から」が45.5%で、それぞれ最も高くなっています。その他には親が看るのが当然であるという認識や、利用料がかかること、または高く感じることなどが上位に挙がっています。

【病児保育を利用したいと思わない理由(上位5位)】

	就学前児童 (n=334)	小学生児童 (n=356)
1位	病児・病後児を他人に看てもらうのは不安だから (42.2%)	親が仕事を休める(年次有給休暇制度等がある) から(45.5%)
2位	親が仕事を休める(年次有給休暇制度等がある) から(41.0%)	病児・病後児を他人に看てもらうのは不安だから (39.6%)
3位	利用料がかかるから(37.1%)	親が仕事を休んで看るのが当然だと思うから (27.8%)
4位	親が仕事を休んで看るのが当然だと思うから (21.3%)	利用料がかかるから(27.2%)
5位	利用料が高いから(17.7%)	利用料がわからないから(12.4%)



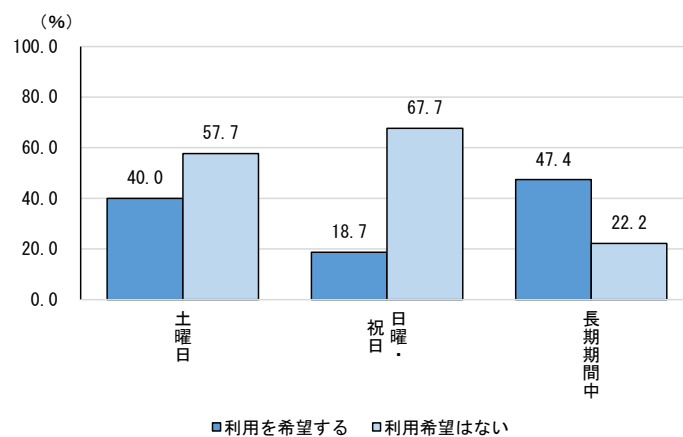
## (5) 各種事業の利用希望<就学前児童調査>

### ① 休日や不定期での事業の利用希望

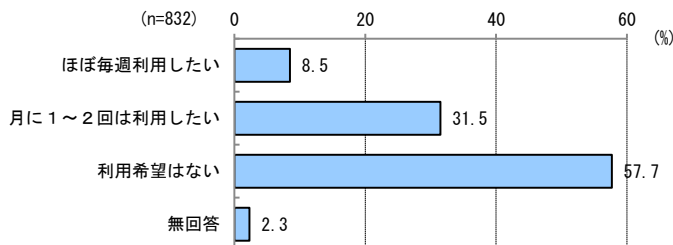
休日や不定期での事業の利用希望をみると、土曜日、日曜・祝日についてはおよそ6～7割が「利用希望はない」と回答しており、特に日曜・祝日の利用希望者は18.7%と低くなっています。一方、長期休暇中の幼稚園（預かり保育）については、「休暇期間中、ほぼ毎日利用したい」と「休暇期間中、週に2～3回利用したい」がそれぞれ22.2%、25.2%と同程度の割合となっており、回答を合わせると47.4%で、およそ半数が利用を希望しています。

保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族（兄弟姉妹を含む）の育児疲れや育児不安、病気など）の際、短期入所生活支援事業（ショートステイ）の利用希望をみると、「利用したい」と回答した割合は10.7%と低くなっています。

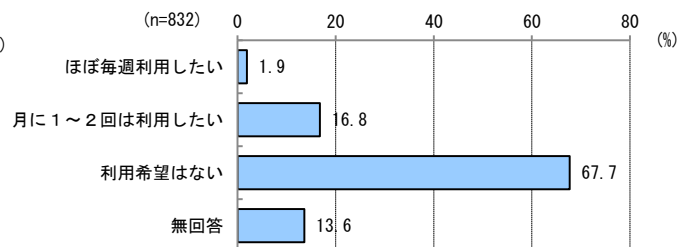
【休日の事業の利用希望】



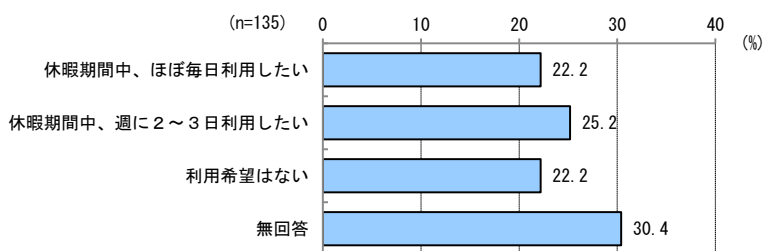
【土曜日】



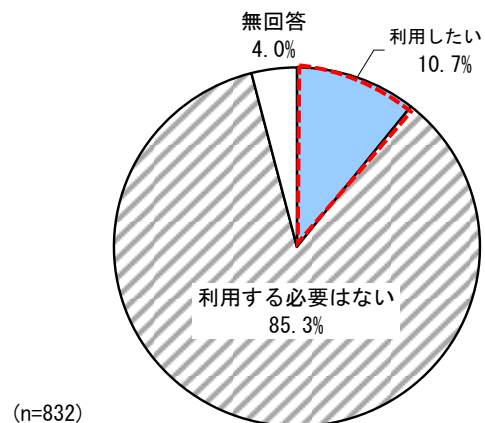
【日曜・祝日】



【長期休暇中】



【ショートステイの利用希望】



## (6)小学生の放課後の過ごし方

### ①小学校低学年・高学年の放課後の過ごし方の希望<就学前児童調査>(4歳・5歳のみ回答)

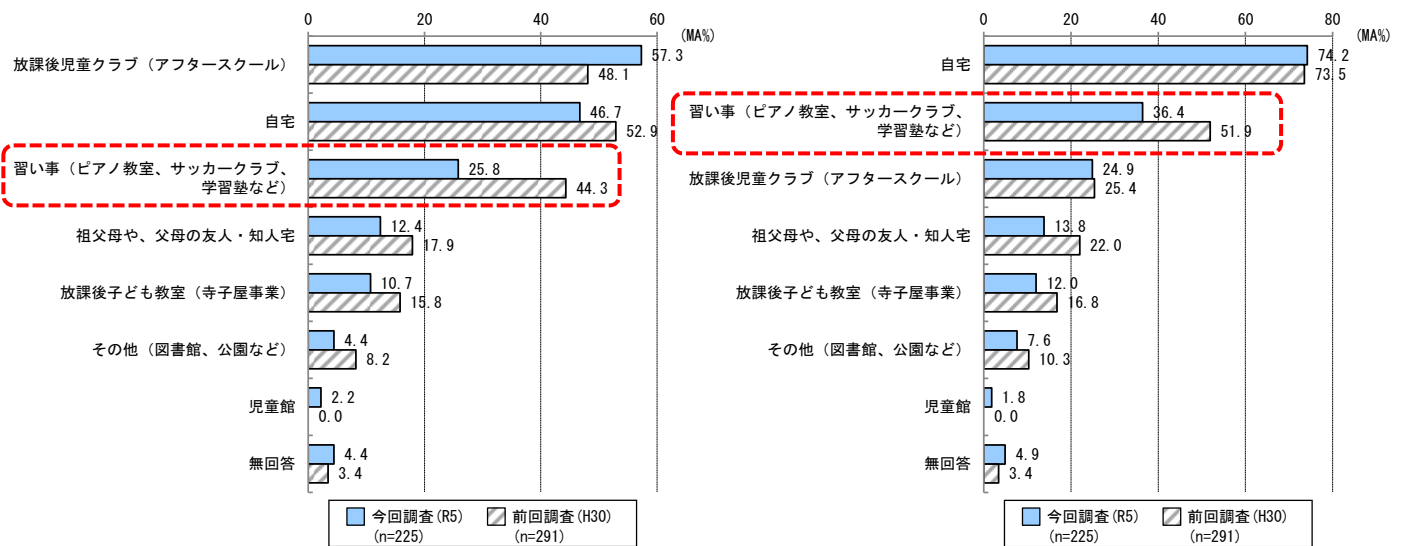
小学校低学年の放課後の過ごし方の希望をみると、「放課後児童クラブ（アフタースクール）」が57.3%で最も高く、次いで「自宅」が46.7%の順となっています。前回調査と比べると、「放課後児童クラブ（アフタースクール）」以外の項目はすべて減少傾向にあり、特に「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」は18.5ポイント減少しています。

小学校高学年の放課後の過ごし方の希望をみると、「自宅」が74.2%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が36.4%の順となっています。前回調査と比べると、「自宅」以外の項目はすべて減少傾向にあり、特に「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」は15.5ポイント減少し、就学前児童と同様に変化が大きくなっています。

#### 【小学校低学年の放課後の過ごし方の希望】

#### 【小学校高学年の放課後の過ごし方の希望】

※「児童館」は今回調査のみ

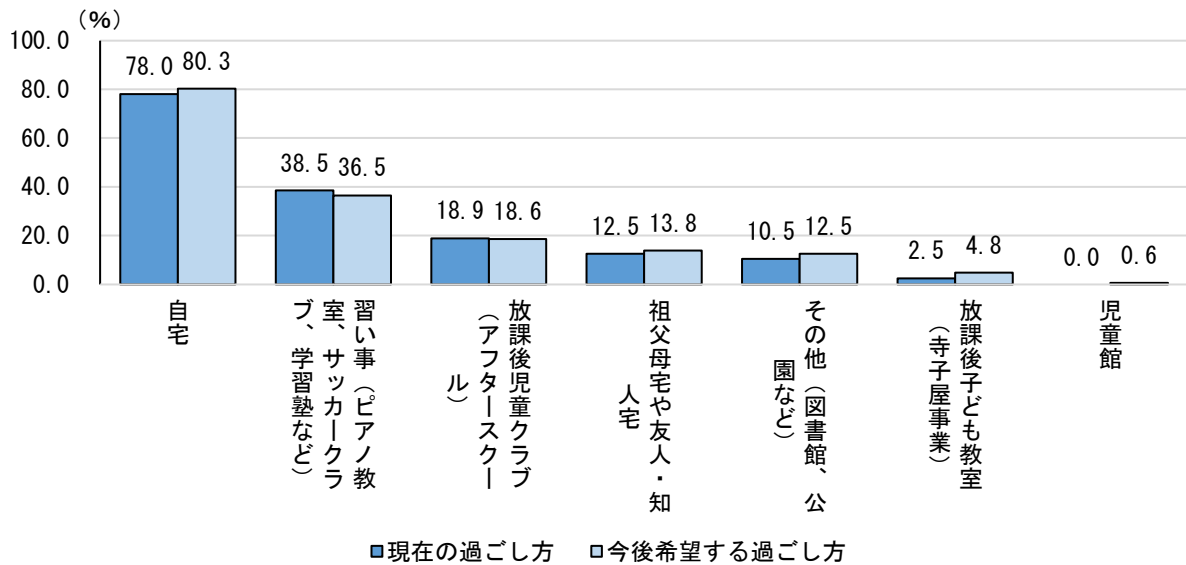


## ②現在の放課後の過ごし方と、今後希望する過ごし方〈小学生児童調査〉

現在の放課後の過ごし方の希望をみると、「自宅」が78.0%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が38.5%の順となっています。また、今後希望する過ごし方と比較すると、現在と同様に過ごさせることを希望している結果となっています。

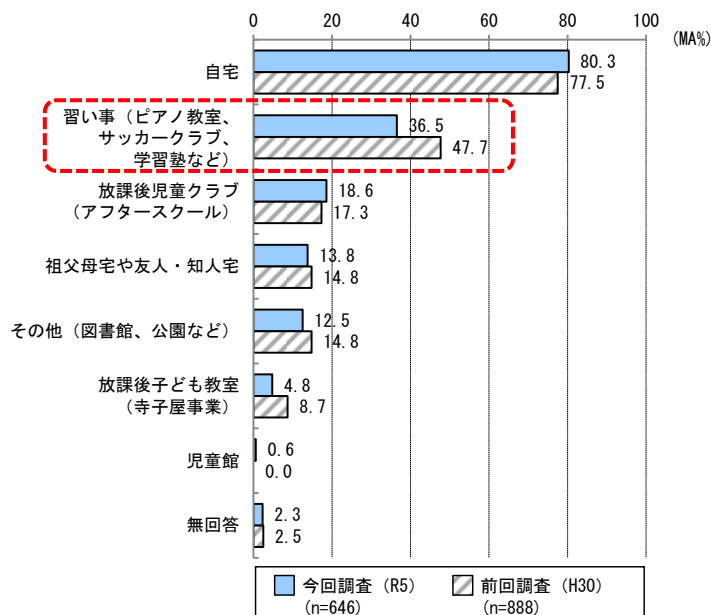
前回調査と比べると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が11.2ポイント減少している以外に目立つ変化はみられません。

【現在の放課後の過ごし方と今後の希望の比較】



【今後希望する放課後の過ごし方】

※「児童館」は今回調査のみ



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

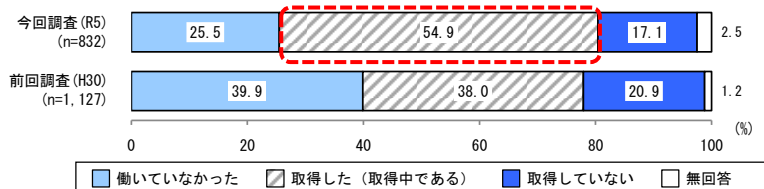
第6章

## (7) 育児休業について〈就学前児童調査〉

### ① 母親の育児休業取得状況

母親の育児休業取得状況をみると、「取得した（取得中である）」と回答した割合は 54.9%となっており、前回調査と比べると 16.9 ポイントの大幅な増加がみられます。

【母親の育児休業取得の変化】

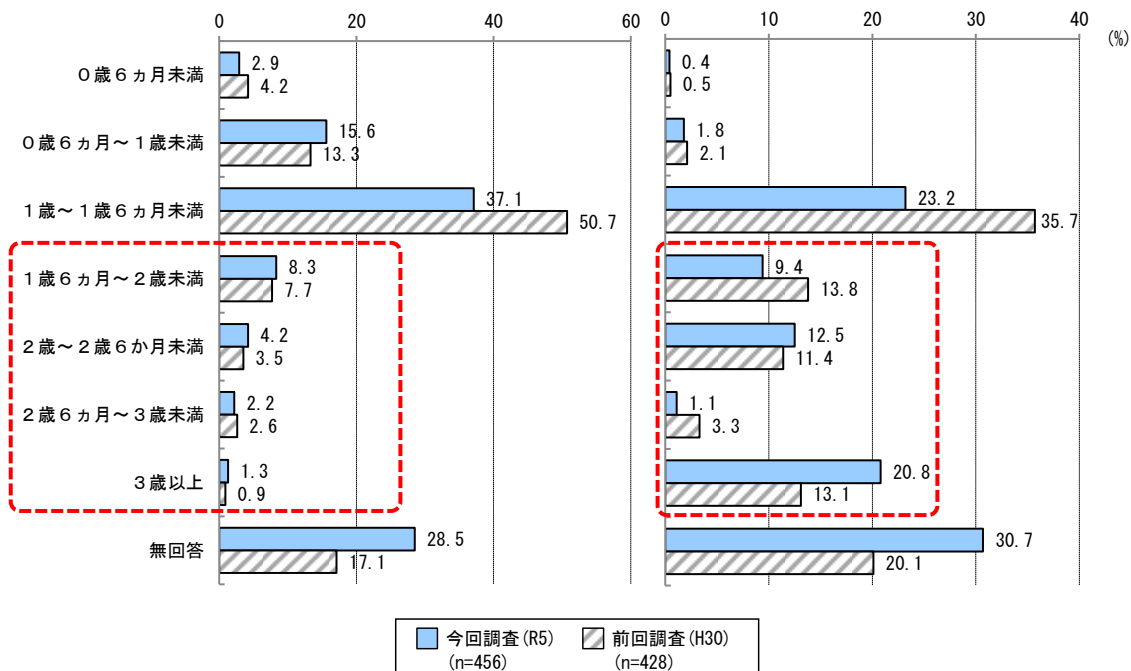


### ② 母親の育児休業の取得期間

母親の育児休業の取得期間をみると、実際の期間・希望の期間ともに「1歳～1歳6カ月未満」が最も高い一方で、それぞれ前回調査と比べて 10.0 ポイント以上減少しています。また、1歳6カ月以上育児休業を取得することを希望する回答は前回調査、今回調査ともに多く見受けられるものの、実際には期間が長くなるほど取得できている割合は低くなっています。

【実際の取得期間】

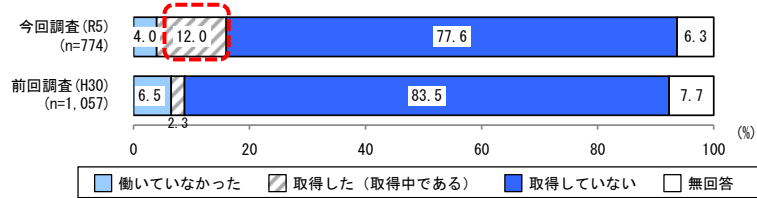
【希望の取得期間】



### ③父親の育児休業取得状況

父親の育児休業取得状況をみると、「取得した（取得中である）」と回答した割合は 12.0%となっており、前回調査と比べるとおよそ 10.0 ポイント増加しています。

【父親の育児休業取得の変化】

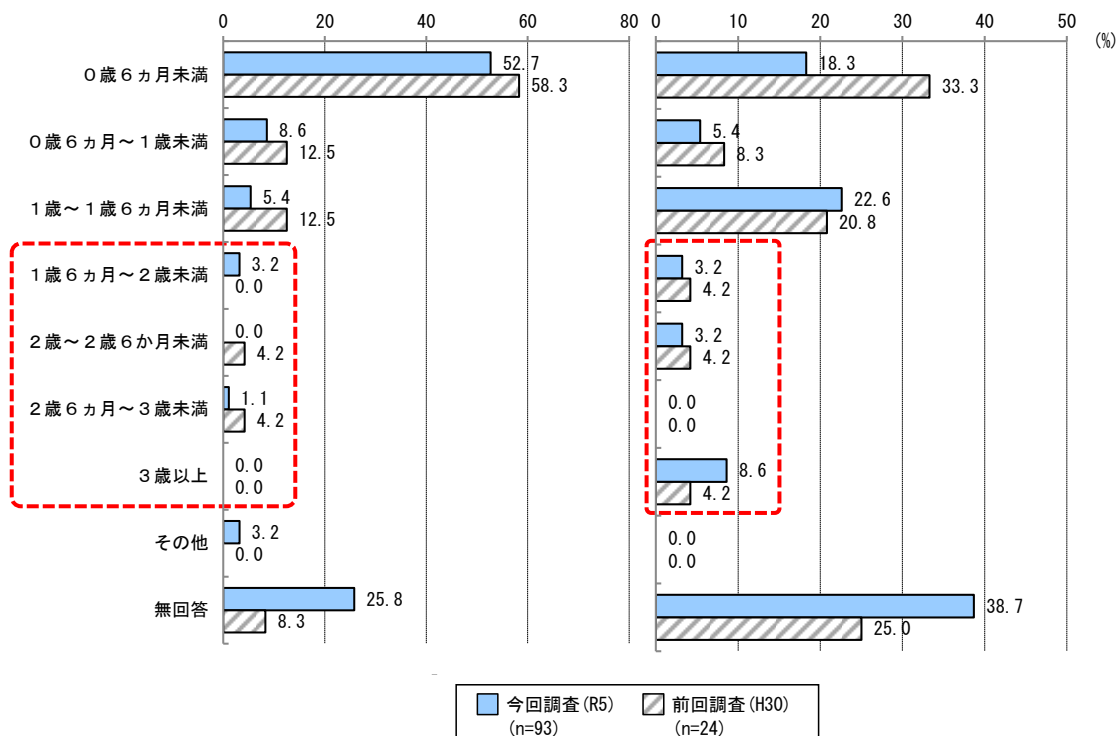


### ④父親の育児休業の取得期間

父親の育児休業の取得期間をみると、実際・希望の期間ともに「0歳6カ月未満」が最も高く、希望の取得期間については前回調査と比べて 15.0 ポイント減少しています。また、1歳6カ月以上育児休業を取得することを希望する回答は前回調査、今回調査ともに若干数見受けられるものの、実際には 0.0%が多く希望どおりには取得できていない結果となっています。

【実際の取得期間】

【希望の取得期間】



第1章

第2章

第3章

第4章

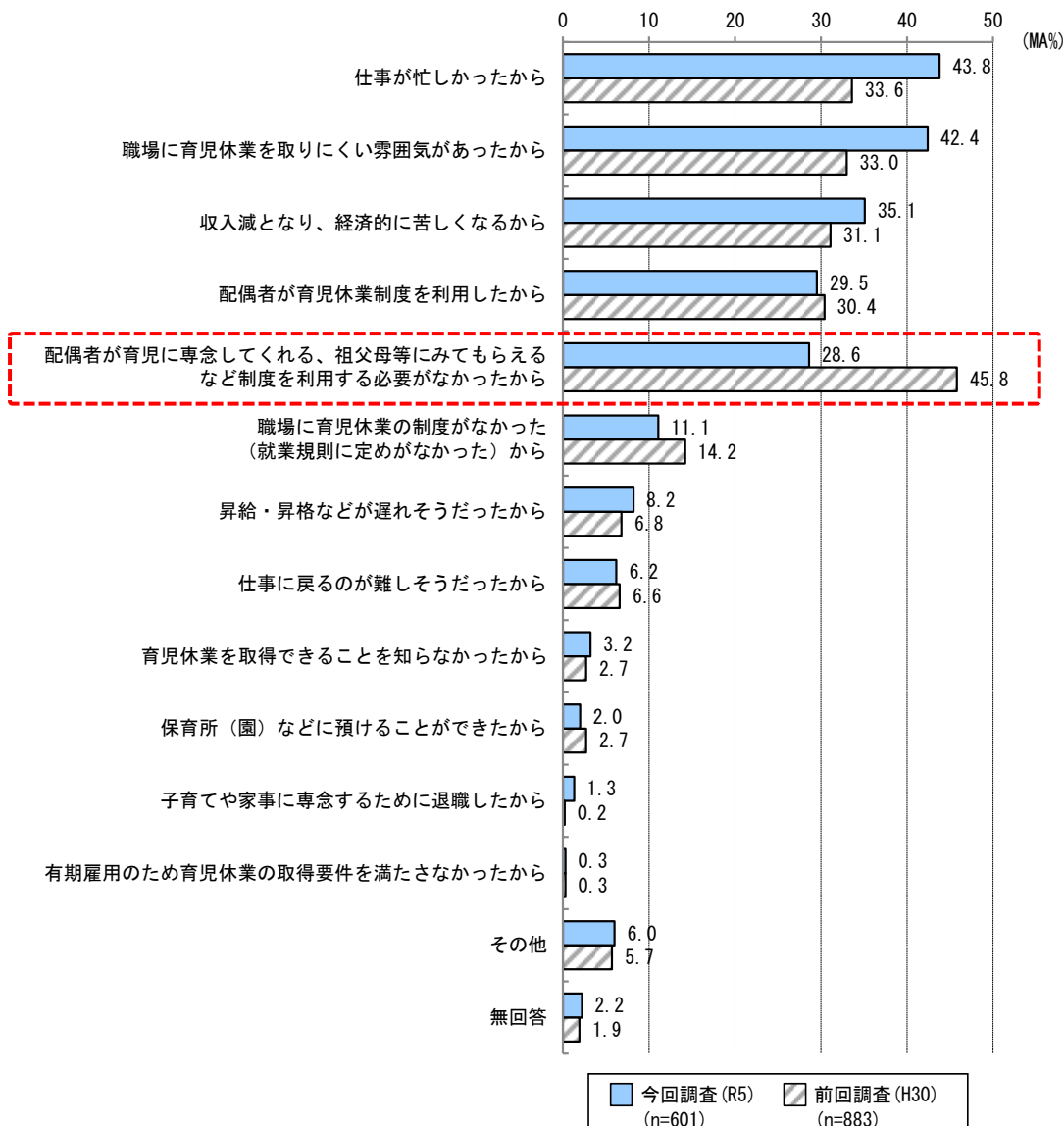
第5章

第6章

### ⑤父親が育児休業を取得しなかった理由

父親が育児休業を取得しなかった理由についてみると、「仕事が忙しかったから」が43.8%で最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」が42.4%の順となっています。育児休業を取得することによる仕事への影響や、経済的な理由などでやむなく取得しなかった（できなかった）項目が上位に挙がっており、いずれも増加傾向にあります。また、前回調査と比べて、「配偶者が育児に専念してくれる、祖父母等にみてもらえるなど制度を利用する必要がなかったから」については17.2ポイントの大幅な減少がみられ、母親の就労率が上昇していることが結果に影響していると考えられます。

【育児休業を取得しなかった理由】



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

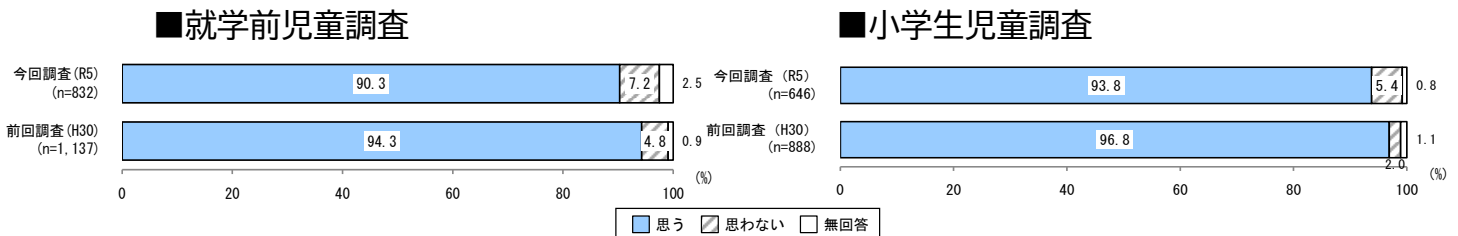
第6章

## (8)小野市での子育てについて

### ①今後も小野市で子育てをしたいか

今後も小野市で子育てをしたいかをみると、就学前児童・小学生児童の保護者ともに「思う」が90.0%以上を占めている一方、微減傾向にあります。

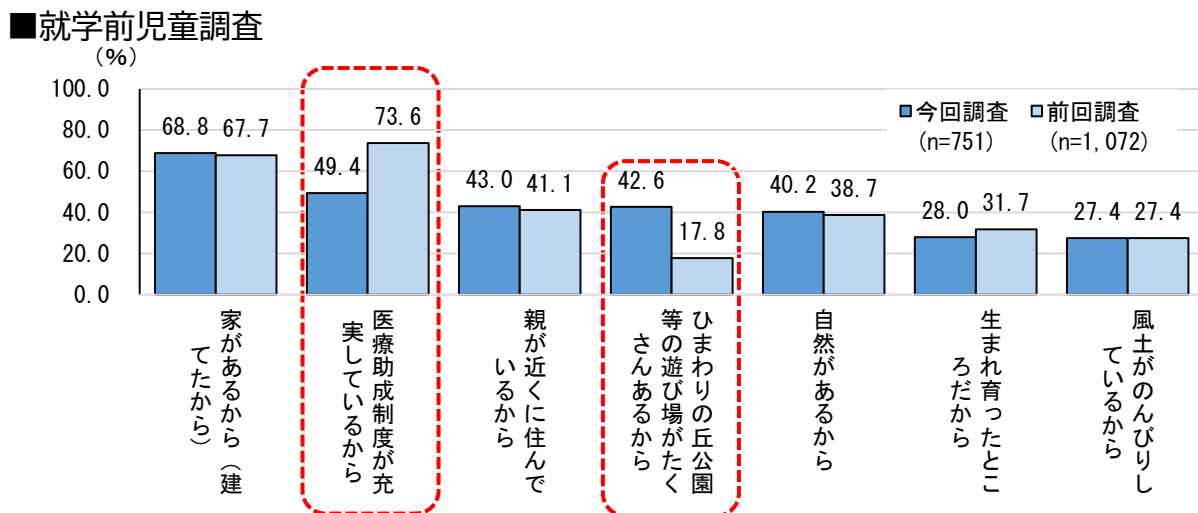
【今後も小野市で子育てをしたいか】



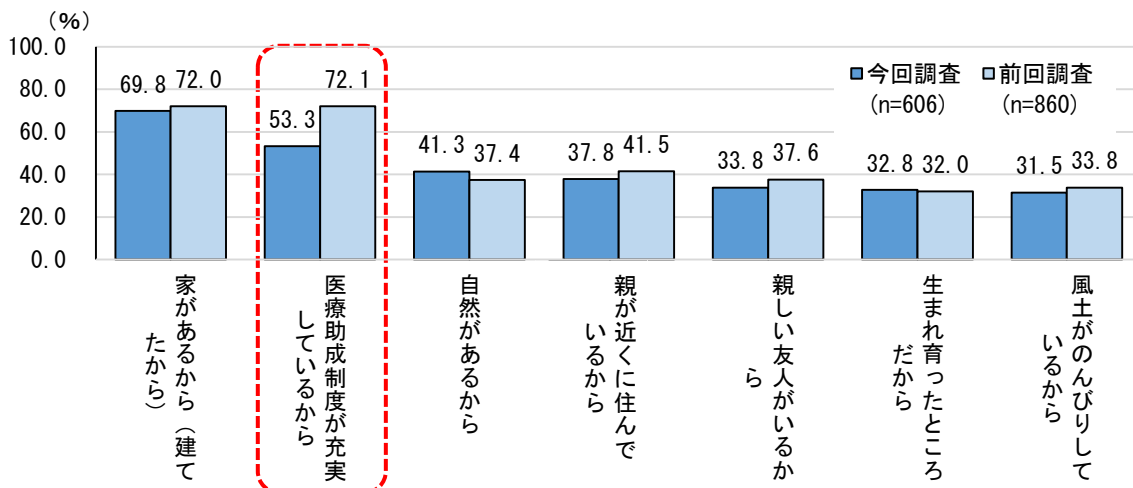
### ②小野市で子育てをしたい理由

小野市で子育てをしたい理由についてみると、就学前児童・小学生児童の保護者ともに上位2位の「医療助成制度が充実しているから」が前回調査と比べて大幅に減少しています。就学前児童については、「ひまわりの丘公園等の遊び場がたくさんあるから」が24.8ポイント増加しており、前回調査の結果では下位項目であったものの、今回調査では4位まで上昇しています。

【小野市で子育てをしたい理由(上位7位)】



### ■小学生児童調査



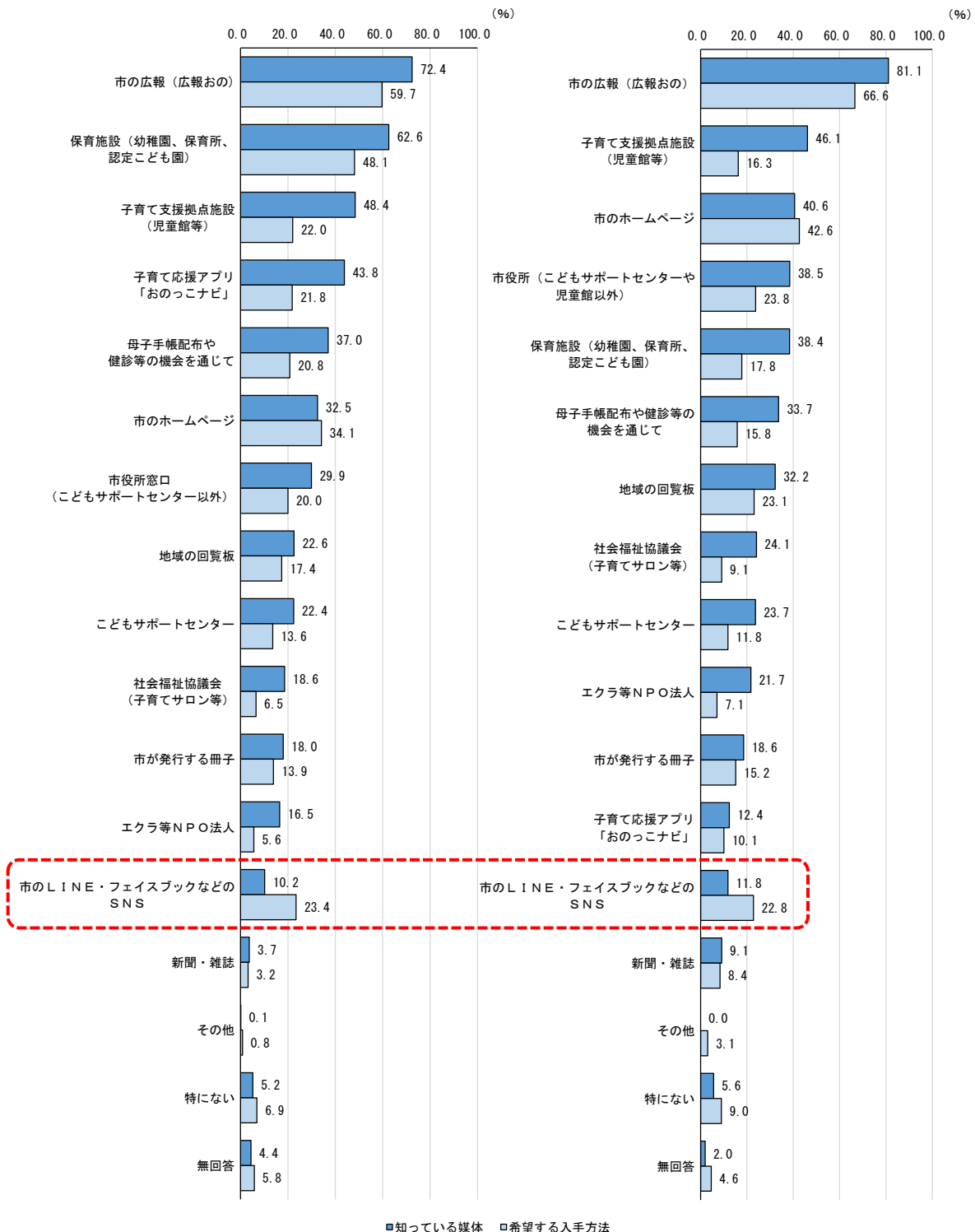
### ③子育てに関する情報について

子育てに関する情報についてみると、就学前児童・小学生児童の保護者ともに知っている媒体・希望する入手方法は「市の広報（広報おの）」が最も高くなっています。また、「市のLINE・フェイスブックなどのSNS」については、希望する入手方法としては20.0%を超えている一方、認知度は10.0%程度と低くなっています。

【知っている媒体と希望する入手方法】

■就学前児童調査

■小学生児童調査



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

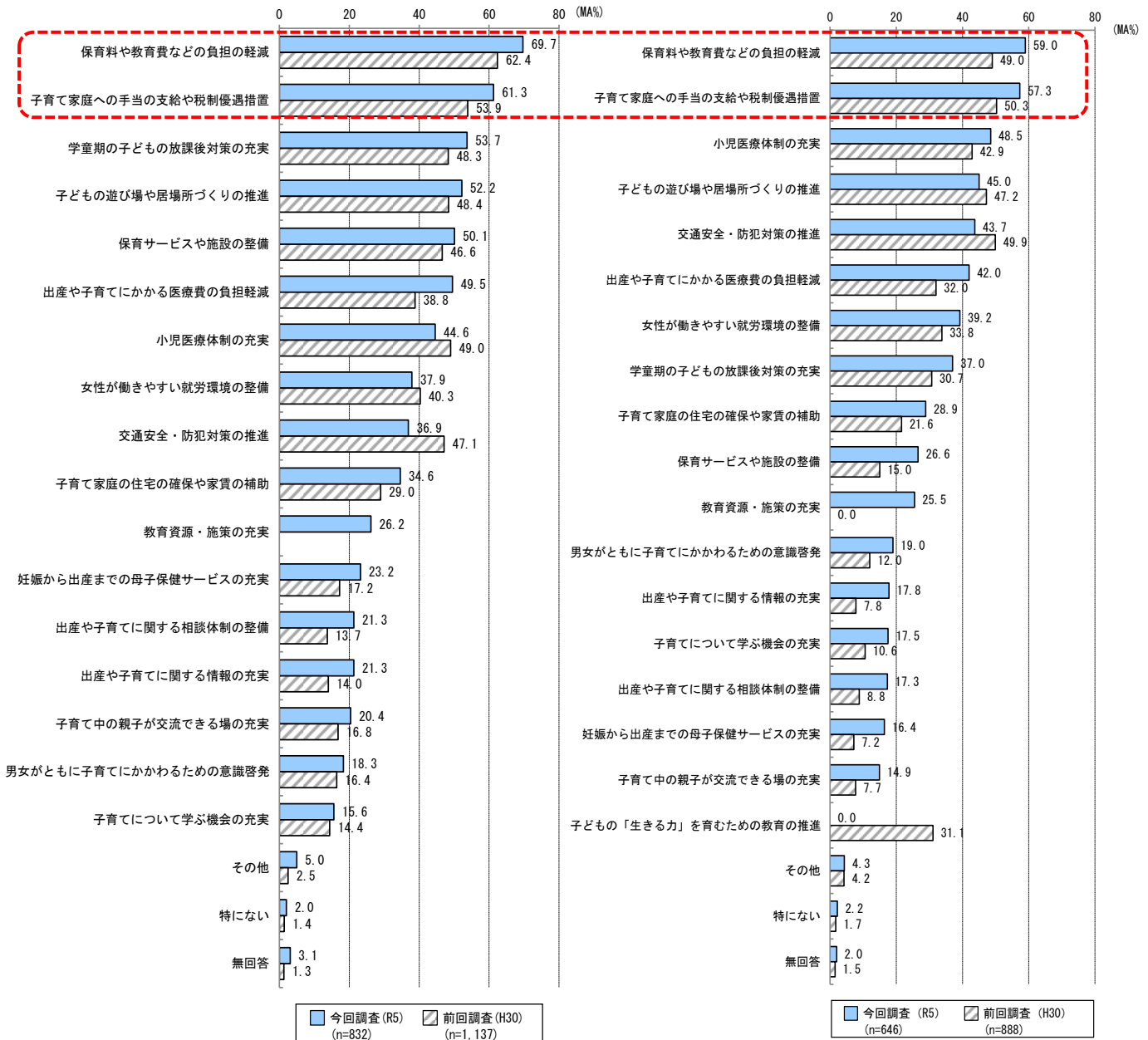
#### ④小野市に期待すること

小野市に期待することについてみると、就学前児童・小学生児童の保護者ともに「保育料や教育費などの負担の軽減」が最も高く、次いで「子育て家庭への手当の支給や税制優遇措置」となっており、経済支援を求める回答が多くなっています。また、概ねすべての項目が前回調査と比べて回答の割合が高くなっています。

【小野市に期待すること】

■就学前児童調査

■小学生児童調査



第1章

第2章

第3章

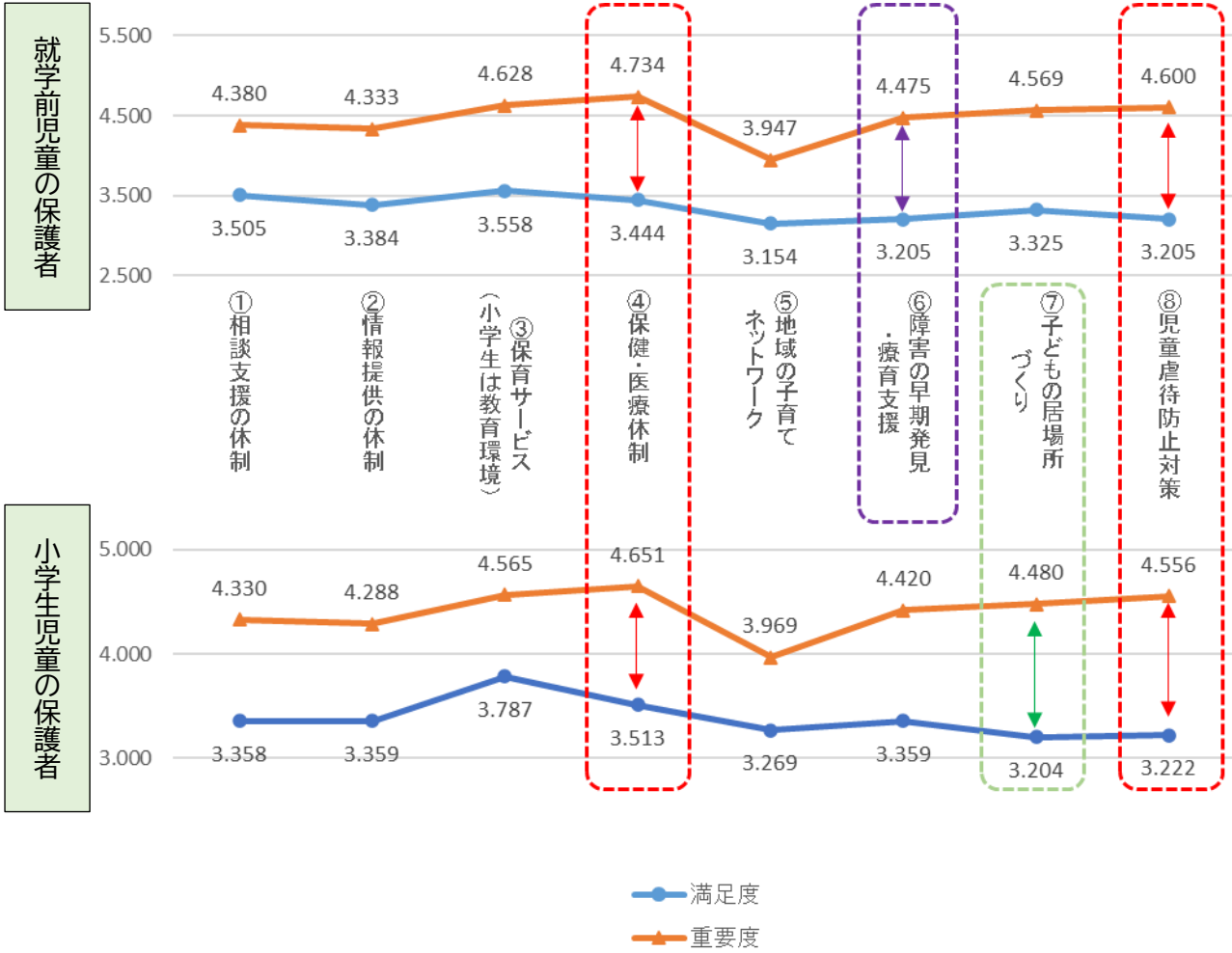
第4章

第5章

第6章

### ⑤小野市の子育てに関する施策に対する重要度と満足度

小野市の子育てに関する施策について、「保健・医療体制」「児童虐待防止対策」は優先改善分野となっています。加えて、就学前では、「障害の早期発見・療育支援」、小学生では「子どもの居場所」が優先改善分野となっています。



第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章

就学前児童の保護者  
小学生児童の保護者

## (9)考察

### アンケート調査結果から見てきたそれぞれの視点からの課題



#### こども・若者

5年前に比べて共働きの保護者が増加しており、保護者とこどもが接する時間がより短くなっていることが推察されます。また、一方で、共働きの保護者に代わってこどもが家事やきょうだいの世話等を家庭内で担うことも多く、近年、家族の介護やその他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者を「ヤングケアラー」として、国や地方公共団体が各種支援に努めるべき対象として定めています。

すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現のため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら安心・安全に成長することができる環境づくり、居場所づくりを早急に進める必要があります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章



#### 保護者

5年前に比べて就学前児童の保護者では共働き家庭が増加しており、また、将来的に就労を希望する人がいることから、今後共働き家庭がさらに増えていくことが予想されます。その一方で、病気やケガで教育・保育のサービスを利用できなかった場合は、「母親が休んだ」割合がおよそ9割を占めていることや、父親の育児休業の取得率が母親に比べると未だ低く、日数が少ないことから、母親の育児への負担の大きさが推察されます。また、こどもをみてもらえる人がいない保護者や、育児に関して「相談先がない」という保護者も一定数見られることから、「子育ての孤立化」への対策、ひいては児童虐待防止対策に重点的に取り組む必要があります。本市では、令和5年度に妊娠から子育てにおける総合的相談窓口として「こどもサポートセンター」を開設し切れ目のない支援に取り組んでおり、今後もより一層児童虐待防止対策や療育支援等に重点的に取り組んでいく必要があります。

また、子育て支援として市に期待することとして、「保育料や教育費などの負担の軽減」や「子育て家庭への手当の支給や税制優遇措置」といった経済的な支援が最も多くみられることから、今後も子育て家庭への経済的な支援についても検討していくことが必要です。



## 地域社会

本市の人口は減少傾向にあり、出生数の減少（自然減）と転出者の増加（社会減）が生じています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育てをする中で、保護者の孤独・孤立が生じています。アンケートによると、こどもを預かってくれる親族や友人がいない人や、子育てについて相談先がない人が一定数いるため、保護者が悩みや不安、負担感を一人で抱え込むことが無いように、必要な支援につなげることや交流の場を設けること、地域の子育て力の向上が必要です。

また、本市での子育てについては、ひまわりの丘公園等の遊び場がたくさんあることなどが、とくに就学前児童の保護者にとって良い環境として挙げられています。こども・若者・子育て当事者が、身近な地域において、安心して学び、遊べる、安全な地域環境づくりをより一層進めていく必要があります。



## 社会構造

就労に関しては、女性の社会進出が進み、共働き家庭が増加していることや、フルタイムでの就労を希望する人が多いことから、性別に関わらず、子育てをしながら働き続けることができる環境がより一層求められています。アンケートによると、母親、父親ともに育児休業を取得した割合が増加しており、子育てに対する制度の整備は進んでいますが、その一方で、育児休業を取得できなかった人の理由としては、仕事の忙しさや職場での育児休業を取りにくい雰囲気などの割合が増加しており、制度の利用しやすさという点は引き続き改善していく必要があります。

また、共働き家庭の増加に伴い、教育・保育事業の利用意向も高まっており、本市においては、特に認定こども園の利用希望が増加しています。病児保育やショートステイなど、不定期に利用する保育サービスに対する需要も高まっており、サービスの提供体制の充実が引き続き重要となっています。

## 第3章 計画の基本理念と5つの基本目標



### 1. 計画の基本理念

こどもは小野市にとっての希望であり、未来をつくる大切な存在です。こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりのこどもや保護者の幸せにつながります。

小野市では、こどもたちが未来に希望を抱き、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じていけるよう、「こどもの最善の利益の実現」を第一に考え、「だれもが安心してこどもを生き育てることができ、すべてのこどもが心豊かに成長できるまち」を、第1期計画から基本理念として掲げてきました。引き続き、この基本理念を継承するとともに、こどもまんなか社会の実現に向けて、5つの基本目標を柱として体系づけ各種事業や施策の推進に取り組みます。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章



## 2. 計画の基本目標

### 基本目標 1

### こども・若者を権利主体とした仕組みづくり ～「こどもまんなか社会」の推進～

総則

こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者を権利の主体として認識し、また、その多様な人格・個性を尊重し、こども・若者の最善の利益を図ることの理解促進を図るとともに、こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、施策に反映していくための仕組みづくりを図ります。

#### 施策の方向性

- (1)こども・若者が権利主体であることの周知・啓発
- (2)こども・若者の意見反映の仕組みづくり



### 基本目標 2

### ライフステージ(こどもの誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期)に応じた切れ目ない支援の体制づくり

こども  
若者

こども・若者が健やかに成長するためには、乳幼児期から就学期、青年期にかけて、自発的に学び、考えることができる教育環境の整備や、多様な体験活動及び社会参画の機会の充実等が必要です。幼稚園・保育所・認定こども園、学校等の教育機関が相互に連携し、養育力・教育力を高められるよう、総合的な教育環境の整備に取り組みます。また、保健・医療体制の充実や相談先の充実等、こども・若者の心身の健康維持や増進を図る環境づくりを進めます。

#### 施策の方向性

- (1)子育て家庭の健康づくりへの支援、幼児教育・保育事業等の推進【こどもの誕生前から幼児期】
- (2)こどもの生きる力を育む環境づくり【学童期・思春期】
- (3)次世代の育成・啓発【青年期】



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

基本目標  
3

子育てしやすい環境づくり

子育て  
当事者

家庭と社会が相互に養育力を補完し、高め合い、子育ての当事者が経済的な不安や孤立感、負担感を抱くことなく子どもと向き合い、ゆとりを持って子育てを行うことができるよう子育てしやすい環境づくりを進めます。妊娠から子育てにおける総合的相談窓口「こどもサポートセンター」により、切れ目ない支援に取り組んでいきます。

また、子育て家庭への経済的な支援について引き続き検討していきます。

- 施策の方向性**
- (1)子育て家庭への経済的支援等
  - (2)子育て相談、情報提供の推進
  - (3)支援や配慮を必要とする子育て家庭への支援



第1章

第2章

基本目標  
4

すべての子ども・若者、子育て家庭を支える  
仕組みづくり

地域  
社会

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育てをする中で、保護者の孤独・孤立が生じています。保護者が悩みや不安、負担感を抱え込むことがないように、必要な支援につなげ、交流の場を設けるなど、地域の子育て力の向上に努めます。また、すべての子ども・若者・子育て当事者が、身近な地域において、安心して学び、遊べる、安全な地域環境づくりをより一層進めます。

- 施策の方向性**
- (1)こどもの活動場所の充実と安全の確保
  - (2)地域の子育て力の向上



第3章

第4章

第5章

基本目標  
5

仕事と子育てを両立させる社会環境づくり

社会  
構造

女性の社会進出が進み、また、核家族化が進行するなど、ライフスタイルが多様化しており、仕事と子育ての両立に向けた働き方の選択や、仕事と子育てが両立できる環境の整備が必要となっています。そのため、性別にかかわらず、子育てに積極的に関わることへの意識の向上や、個人や企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

- 施策の方向性**
- (1)男女共同参画社会の推進
  - (2)子育てと仕事との両立に対する職場理解の促進



第6章

### 3. 計画の体系

基本理念

だれもが安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもが心豊かに成長できるまち

基本目標 1

子ども・若者を権利主体とした仕組みづくり  
～「子どもまんなか社会」の推進～

基本目標 2

ライフステージ(子どもの誕生前から  
幼児期、学童期・思春期、青年期)に応じた  
切れ目ない支援の体制づくり

基本目標 3

子育てしやすい環境づくり

基本目標 4

すべての子ども・若者、子育て家庭を支える  
仕組みづくり

基本目標 5

仕事と子育てを両立させる  
社会環境づくり

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

## 施策の方向性

## 取組の方針

子ども・若者が権利主体であることの周知・啓発

- ① 脳科学理論(川島理論)による16か年教育の実践
- ② 子どもの人権を守り、個性を生かす教育の推進
- ③ 子ども・若者の権利に関する周知・啓発や研修等

子ども・若者の意見反映の仕組みづくり

- ① 自主性・自立性の育成
- ② 子ども・若者の社会参画・意見表明の機会の確保

子育て家庭の健康づくりへの支援、  
幼児教育・保育事業等の推進  
【子どもの誕生前から幼児期】

- ① 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援
- ② 乳幼児期の教育・保育の一体的提供
- ③ 教育・保育の質の向上、適切な運営体制の確保
- ④ 多様なニーズに応える保育サービスの充実
- ⑤ 就学前児童の小学校へのなめらかな接続

子どもの生きる力を育む  
環境づくり  
【学童期・思春期】

- ① 健やかな成長を支える、特色ある体験教育の推進や地産地消への取組
- ② 子どもの居場所づくり
- ③ 不登校・いじめ・ヤングケアラー等への支援の推進
- ④ 子どもの悩みを受け止め励ます相談体制の充実

次世代の育成・啓発  
【青年期】

- ① 青少年健全育成の推進
- ② 若者の就労等支援の充実
- ③ 悩みや不安を抱える若者等に対する相談体制の充実

子育て家庭への経済的支援等

- ① 手当支給や子育てにかかる負担軽減の実施
- ② 子ども医療助成制度の継続的な取組
- ③ 小児医療体制の充実

子育て相談、情報提供の推進

- ① 子育て情報の提供
- ② 子育て家庭の特性に応じた相談体制の充実
- ③ 子育て家庭が集い、情報交換できる場の提供

支援や配慮を必要とする子育て家庭への支援

- ① 子どもの貧困問題・教育格差の解消に向けた取組
- ② ひとり親家庭や経済的困窮状態にある家庭への支援
- ③ 虐待防止など要支援児童対策の推進
- ④ 障がいや育てにくさのある子どもと家庭への支援
- ⑤ 外国につながる子どもと家庭への支援

子どもの活動場所の充実と  
安全の確保

- ① 児童館・公園等安心して利用できる居場所の確保
- ② 通学時や放課後等における安全な環境の確保
- ③ 災害・事故や犯罪から子どもを守る体制、地域の見守り体制の充実

地域の子育て力の向上

- ① 子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ② PTA、子ども会、民生委員・児童委員等活動の推進
- ③ 寺子屋、ファミリー・サポート・センター事業等地域主体の子育て援助活動の推進

男女共同参画社会の推進

- ① 世代間や個人間で異なる男女共同参画意識の向上
- ② 再就職・再チャレンジへの取組支援
- ③ 男性の育児に対する意識の向上

子育てと仕事との両立に  
対する職場理解の促進

- ① 出産・子育てへの職場理解や育児休暇取得の推進
- ② 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

# 第4章 具体的取組

基本目標1 こども・若者を権利主体とした仕組みづくり～「こどもまんなか社会」の推進～



## (1) こども・若者が権利主体であることの周知・啓発

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、すべてのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、自らが権利の主体であることを広く周知します。こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。また、こども・若者やこども・若者に関わり得るすべてのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

### <取組の方針>

- ① 脳科学理論（川島理論）による16か年教育の実践
- ② こどもの人権を守り、個性を生かす教育の推進
- ③ こども・若者の権利に関する周知・啓発や研修等

### <推進する施策>

施策名	施策内容	担当	主な対象
こども・若者の権利啓発事業	こども・若者の権利等に関するリーフレットの作成・配布等を通じて、こども・若者やその周りのおとなへの周知・啓発を行います。	子育て支援課	全世代
「こどもまんなか 児童福祉週間」における取組	毎年5月5日から5月11日までの「こどもまんなか 児童福祉週間」において、児童福祉の向上に向けたさまざまな取組を展開します。	子育て支援課	こども
人権教育の推進	学校では、「特別の教科 道徳」の学習を軸に、こどもの発達段階に合わせ、人権教育を推進します。人権旬間や人権劇、講演など、期間を設け、さまざまな人権課題について、一人ひとりが考え、人権意識の醸成を図る取組も進めます。	学校教育課	小中学生
人権教育研究事業	こどもに関わる保育士・教職員等が人権研修を通じて、こどもの人権を尊重する知識と心を養います。	学校教育課	おとな
人権啓発推進事業	人権に関する学習会や講演会等の人権啓発活動を通じて、こども・若者の人権を尊重する知識と心を養います。	ヒューマンライフグループ	全世代

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

## (2)子ども・若者の意見反映の仕組みづくり

これまでおとなが中心となってきた社会を「子どもまんなか社会」へと変えていくため、子ども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして認識し、子どもや若者が意見を表明できる機会をつくり、その意見を施策に反映していくための仕組みづくりを進めます。

### <取組の方針>

- ① 自主性・自立性の育成
- ② 子ども・若者の社会参画・意見表明の機会の確保

### <推進する施策>

施策名	施策内容	担当	主な対象
多様な広聴活動	市民の市政に対する要望や意見等を市政に反映させるため、多様な広聴の仕組みを構築します。なかでも、毎年7月、8月を広聴強化月間と位置づけ、「市長への手紙」を実施します。	市民サービス課	全世代
SNSを活用した意見聴取	子どもや若者にとって身近な SNS を活用したパブリックコメントの実施など、子どもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくりを行います。	子育て支援課	子ども 若者
多様な声を聴くための取組	子どもや若者の意見を聴くための方策について検討します。また、声を聴かれにくい子どもや若者から意見を聴く方法について検討します。	子育て支援課	子ども 若者
成人式実行委員会による成人式の企画・運営	成人式の当事者である新成人の意見を成人式に反映させるため、当事者の中から成人式実行委員を募り、自分たちの手で式典の企画・運営を行います。	いきいき社会創造課	若者



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章



## 基本目標2 ライフステージに応じた切れ目ない支援の体制づくり

### (1)子育て家庭の健康づくりへの支援、幼児教育・保育事業等の推進【こどもの誕生前から幼児期】

妊娠・出産期は、子育てに関する不安が生じやすい時期であり、誰もが安心して出産、子育てができる支援体制が求められています。妊娠時における親子の健康の保持促進や、妊娠・出産・育児に関する正しい知識や必要なサービス、支援に関する情報等や相談体制の充実を図り、親子の健康づくりを増進していく施策や事業に取り組んでいきます。

また、人格形成の重要な時期である乳幼児期から、一人ひとりの発達に応じて、適切で質の高い教育・保育を実践することが求められています。市全域の子育て家庭が身近な地域において等しく「幼児教育・保育」が受けられるよう取組を進めていきます。

#### <取組の方針>

- ① 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援
- ② 乳幼児期の教育・保育の一体的提供
- ③ 教育・保育の質の向上、適切な運営体制の確保
- ④ 多様なニーズに応える保育サービスの充実
- ⑤ 就学前児童の小学校へのなめらかな接続

#### <推進する施策>

施策名	施策内容	担当	主な対象
不妊治療ペア検査費・不妊治療費の一部助成	不妊症治療、不妊治療ペア検査にかかる費用の一部助成を実施し、希望者に対して悩み事への相談支援を行います。	健康増進課	妊娠を希望する者
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ります。	健康増進課	妊婦
妊婦歯科個別検診への助成	妊娠期にむし歯や歯周病菌が体内に入ると早産や低体重児出産などのリスクが高くなること等から、無料クーポン券を発行し妊娠期からの歯科検診を促進します。	健康増進課	妊婦
★妊婦健康診査(健康診査費への助成)	妊婦の健康の保持及び増進を図り、安全な出産を支援するため、妊婦健診費用の一部を助成します。	健康増進課	妊婦
産婦健康診査及び産後ケア事業	産後うつや新生児への虐待防止を目的に、産婦に健康診査の受診券を交付します。親族の支援がなく出産後の身体の回復や育児に不安がある産婦に産後ケア費用を助成し、育児の孤立化を防止します。	健康増進課	産婦等
新生児聴覚検査費用助成事業	早期発見、早期治療を図るため、新生児聴覚検査にかかる費用の全額助成を行います。	健康増進課	保護者
★乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児家庭訪問	乳児のいる家庭を全戸訪問及び必要に応じ乳幼児の家庭を訪問し、母子の健康状態及び育児環境を把握、必要な相談・助言・情報提供を行います。	健康増進課	乳幼児保護者

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

施策名	施策内容	担当	主な対象
乳幼児健康診査	3歳まで4回の定期健康診査を実施し、各年齢での成長発達を確認するとともに、子育ての相談の場としての充実を図ります。	健康増進課	未就学児
育児教室	安心して子育てができるよう、発達時期に応じた育児教室・相談等の支援を提供します。	健康増進課	未就学児
いずみ会会員による食育推進活動	いずみ会会員が児童と保護者を対象に調理体験等を行い、家庭や地域における食育及び地産地消と伝承料理を推進します。	健康増進課	全世代
★多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業	多様な事業者の能力を活かした民間事業者の特定教育・保育施設等への参入に関する調査・研究・促進のための事業です。必要に応じ事業の実施を検討します。	子育て支援課	未就学児
妊婦支援給付金事業	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう身近に相談に応じ必要な支援につなぐ相談支援と、妊婦(流・死産を含む)に給付金を支給する経済支援を一体的に行います。	健康増進課	保護者
★利用者支援事業	「こどもサポートセンター」で、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、子育てに関する情報提供、相談・助言、関係機関との連携を実施します。	社会福祉課 子育て支援課 健康増進課	全世代
★地域子育て支援拠点事業	乳幼児及び保護者が交流する場(市内2か所)を開設し、子育てに関する情報提供、相談・助言、その他の援助を実施します。	子育て支援課	未就学児
★一時預かり事業	家庭において保育をうけることが一時的に困難となった乳幼児において、保育所やその他の場所において必要な保護を行います。	子育て支援課	未就学児
★延長保育事業	保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施します。	子育て支援課	未就学児
★病児・病後児保育事業	病院や保育所等に敷設された専用スペースにおいて、看護師が一時的に病児・病後児を預かります。	子育て支援課	未就学児
乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)	月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず利用可能な通園制度です。令和8年度から実施予定です。	子育て支援課	未就学児
★親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。	健康増進課	未就学児 保護者
教育支援委員会の取組	特別に支援が必要なこどもの就学にあたり、円滑な教育支援のため、委員会を開催し情報交換や連携を行います。	学校教育課	未就学児

(注)★印は、「地域子ども・子育て支援16事業」を表しています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

## (2)こどもの生きる力を育む環境づくり【学童期・思春期】

引き続き、脳科学理論（川島理論）に基づく「脳科学の専門的な知識や見識を生かした」特色ある教育を推進し、規範意識が高く、他者の気持ちを理解する心を育み、未来を切り開く人材として、次代を担う心豊かでたくましい人づくりのオンリーワン教育を推進していきます。

また、こどもの放課後の安全・安心な居場所を確保するとともに、不登校やいじめ、家庭における家事、育児、介護等を担うヤングケアラー等、こどもが抱える課題に対して、早期に適切な支援につなげることができるよう、相談先の充実や地域の大人や団体等で連携します。

### <取組の方針>

- ① 健やかな成長を支える、特色ある体験教育の推進や地産地消への取組
- ② こどもの居場所づくり
- ③ 不登校・いじめ・ヤングケアラー等への支援の推進
- ④ こどもの悩みを受け止め励ます相談体制の充実

### <推進する施策>

施策名	施策内容	担当	主な対象
小中一貫教育(多彩なメニューの交流体験)	「1年生と9年生」を始めさまざまな学年同士の交流、また小学生の中学校・部活動体験など、ふれあい・交流活動を進めます。	学校教育課	小中学生
外部機関との地域連携推進事業	兵庫教育大学との連携による外国語活動や理科教育を始め、さまざまな教育機関と連携し特色のある体験学習を進めます。	学校教育課	小中学生
おの検定	読み・書き・計算がこどもの脳を育てます。再チャレンジ・反復練習により基礎的な学力を身に着け、やる気を育てます。	学校教育課	小中学生
ICT教育	ICT機器を活用した学習環境整備に取り組み、学習意欲と学力の向上につなげます。タブレットPCの活用研究を進めます。	学校教育課	小中学生
トライやる・ウィーク	8年生が、職業体験など、地域でのさまざまな体験活動を通じて、自分の生き方を見つめ「生きる力」を育成します。	学校教育課	中学生
体育推進事業・おの体力検定	小学校陸上競技大会・中学校総合体育大会・新人大会を実施します。おの体力検定については、小学校では「なわとび検定」、「水泳検定」、中学校では「体力検定」を実施し、体力維持・増進を図ります。	スポーツ振興課	小中学生
基本的生活習慣の確立「ひまわりカード」	「ひまわりカード」を使用して、「栄養バランスのとれた朝食」の摂取率向上や生活習慣・学習習慣の改善を目指します。	スポーツ振興課	小中学生
地産地消学校給食推進事業	市内産米使用、市内産野菜の給食への普及促進など、学校給食への地域農産物の安定的な地域供給の土台作りを進めます。	産業創造課 学校給食センター	小中学生

施策名	施策内容	担当	主な対象
学校における健康教育の推進	小学校や中学校の保健の授業において、健康教育(性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止、食育)を推進します。	スポーツ振興課	小中学生
教育サポートセンターの設置	不登校支援事業として、教育サポートセンターを設置し、不登校児童生徒に対する学習・生活指導の実施に加え、保護者の教育や子育てに関する相談を受け付けます。	学校教育課	小中学生
校内サポートルームの設置	不登校支援事業として、市内4中学校と2小学校に校内サポートルームを設置し、児童生徒に合わせた学習指導や生活指導を中心に支援を行います。	学校教育課	小中学生
ヤングケアラーへの支援の推進	ヤングケアラーに対し、面談や継続的な情報発信等により、必要な支援につなぎます。	子育て支援課 学校教育課	小中学生
★放課後児童健全育成事業(学童保育事業)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や夏休み等に適切な遊びと生活の場を提供し、健全育成を図ります。	子育て支援課	小学生
こどもの居場所づくりの推進(児童館)	児童館で、小学校高学年から中学生・高校生までを対象とした講座を定期的で開催し、こどもの居場所としての活用を図ります。	子育て支援課	小中高生
こどものためのお悩み相談(児童館)	児童館職員が、小・中・高校生や、その保護者を対象に対面での相談を行います。	子育て支援課	小中高生 保護者
学校教職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談・支援体制	悩みを抱える個々の児童生徒に対し、相談・指導を行うことにより一人ひとりを大切にする心の豊かな教育を実践します。また、いじめのサインを見逃さない、望ましい人間関係を作る等の共通理解を教職員等全員が持ち、いじめの解消に努めます。	学校教育課	小中学生

(注)★印は、「地域子ども・子育て支援 16 事業」を表しています。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

### (3)次世代の育成・啓発【青年期】

次世代を担うことになる思春期のこどもたちを支援する各種相談・啓発事業を実施することにより、生命の大切さを理解し、自尊感情や公德心を高め、自立した生活を営む力の育成、社会参加し後見する「子育て」の支援を行っていきます。

また、将来、自分らしく、希望するライフプランを選択できるよう、妊娠や出産に関する正しい知識の普及や、希望する人への就労等の支援を充実するとともに、将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うための「プレコンセプションケア」（妊娠前からの健康づくり）を推進します。

#### <取組の方針>

- ① 青少年健全育成の推進
- ② 若者の就労等支援の充実
- ③ 悩みや不安を抱える若者等に対する相談体制の充実

#### <推進する施策>

施策名	施策内容	担当	主な対象
青少年の健全育成活動・不審者対応訓練	地域での巡回を通じ、青少年の深夜徘徊や喫煙等の補導活動・健全育成活動を行います。また、警察等と連携して不審者への対応を訓練します。	ヒューマンライフグループ	全世代
青少年育成運動推進委員会の取組	青少年育成運動推進員が中心となり、子育て家庭に対して地域ぐるみで声掛けや相談活動が行える地域のネットワーク化に取り組みます。	いきいき社会創造課	全世代
キャリア教育の充実	こどもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を特別活動や体験活動を通して育みます。	学校教育課	小中学生
学生就職フェアの参加促進	将来の働き手である若者の市内定住と就職の促進と、市内の企業の人材確保に向けて、北播磨(小野市・加東市・加西市・西脇市・多可町)の企業が参加する就職面接相談会について、情報提供と参加促進に努めます。	産業創造課	大学生等
ONOひまわりほっとラインによる相談	いじめ等の相談窓口として、電話相談・面接相談を実施しています。相談内容によっては、相談者の了解を得た上で関係機関につなぎます。	ヒューマンライフグループ	全世代
インターネット等による有害情報の危険性の啓発	プロのネット対応アドバイザーと連携してネット空間のサイバーパトロールを実施しています。主に青少年がSNSの使用でトラブルに巻き込まれたり、犯罪に加担したり、被害者になるのを防止するものです。悪質なものについては警察への情報提供も実施します。	ヒューマンライフグループ	小中学生
プレコンセプションケアの推進	若い世代の健康を増進し、より質の高い生活を実現してもらうことや、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やし次世代のこどもたちをより健康にすることを目的に、各種健康に関する情報提供を行います。	健康増進課	若年世代



## 基本目標3 子育てしやすい環境づくり

### (1)子育て家庭への経済的支援等

こどもが生まれてから成人するまでには、保育・教育のさまざまな面で費用がかかり、多くの子育て家庭で不安や負担との意見が示されています。経済的な負担が子育てに影響することがないように、それぞれの家庭に適した支援を実施するとともに、支援を必要とする人へ確実に支援をつなぐことができるよう関係各課との連携を強化します。

#### <取組の方針>

- ① 手当支給や子育てにかかる負担軽減の実施
- ② こども医療助成制度の継続的な取組
- ③ 小児医療体制の充実

#### <推進する施策>

施策名	施策内容	担当	主な対象
児童手当の支給	高校3年生相当年齢までのこどもを養育するすべての家庭に対して、手当を支給します。	子育て支援課	保護者
保育料等の無償化及び負担軽減措置	幼児教育・保育の無償化や国の保育料徴収基準(3号認定者負担基準)の30%軽減措置を行います。	子育て支援課	保護者
小中学生就学援助	経済的に就学困難な事情が認められる場合、教育に係る費用の一部を助成します。	学校教育課	保護者
★実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得状況を勘案し、保護者が保育所等の施設に対し負担する教材費・日用品・行事参加費用等を助成します。	子育て支援課	保護者
★子育て家庭ショートステイ事業	保護者の疾病、育児疲れ等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において必要な保護を行います。	子育て支援課	保護者
乳幼児(こども)医療費助成事業	高校3年生相当年齢までのこどもに向け、所得制限を設けず、一部負担金を完全無料とした、医療費助成を実施します。	市民課	全世代
休日・夜間診療の周知	休日や夜間のこどもの急な病気やけが等に適切に対応できるように、小児医療救急輪番制及び子ども医療電話相談の周知に努めます。	健康増進課	全世代
医療関係機関のネットワークづくり	こどもの健全な成長を目的に、保健所や医療機関、行政等の関係機関がネットワークを構築し、迅速な対応と適切な情報提供を行います。	健康増進課	全世代
正しい受診に関する啓発	かかりつけ医を持つことや、こどもに多い病気と対処法について育児教室や保険証発行時に啓発し、正しい受診の知識が持てるよう支援します。	健康増進課 市民課	全世代

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

施策名	施策内容	担当	主な対象
こどもインフルエンザ予防接種への助成	子育て世帯の負担軽減のため、生後6か月から高校3年生までを対象にインフルエンザ予防接種費用を一部助成します。	健康増進課	6か月から高校生
1か月児健診への助成	現在、無料で実施されている「4か月児健診」、「1歳6か月児健診」、「3歳児健診」に加えて、「1か月児健診」についても健診費の助成を行います。	健康増進課	乳児保護者

(注)★印は、「地域子ども・子育て支援 16 事業」を表しています。

第1章

## (2)子育て相談、情報提供の推進

少子化や核家族化の進行により、育児経験やこどもと接する機会が少なく、子育てに関する情報が不足している保護者や、インターネット等により多くの情報から適切、必要な情報を得ることが難しい環境にあるなど、地域における子育てに関する情報を適切に届ける必要があります。

一人ひとりの状況に応じた多様な情報提供の方法を改めて見直し、必要な手段を検討・実行するとともに、子育て家庭間がつながり、情報の共有や相談ができる場を充実します。

第2章

第3章

### <取組の方針>

- ① 子育て情報の提供
- ② 子育て家庭の特性に応じた相談体制の充実
- ③ 子育て家庭が集い、情報交換できる場の提供

第4章

### <推進する施策>

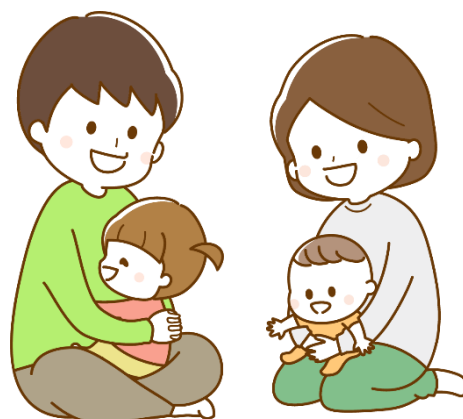
施策名	施策内容	担当	主な対象
子育てハンドブック等の作成配付	育児方法、こどもの成長・発達のポイント、急病などの対応について記載した子育てハンドブック「妊娠・子育ておのっこガイド」を作成し、出生時や訪問時、健診時に配布することで子育て情報を発信します。	健康増進課	全世代
インターネット・SNS を活用した子育て情報の発信	市ホームページや公式 SNS に子育て情報を掲載することで、こどもや保護者に必要な時に手軽に適切な情報を届けます。	子育て支援課	全世代
妊婦・産婦に対する相談・訪問	母子健康手帳交付時に妊婦相談を実施します。若年、精神疾患等の特定妊婦の把握や、エジンバラ産後うつ病質問票を用いた産後うつ病のスクリーニングを実施し、相談・訪問による支援を行います。	健康増進課	保護者

第5章

第6章

施策名	施策内容	担当	主な対象
★養育支援訪問事業	育児に不安や負担があり、支援を受けることが困難な家庭を保育士等が訪問し、子育ての相談を行います。	子育て支援課	保護者
こども家庭支援員の育児相談	こどもを育てていく上でのさまざまな悩みや心配事について、相談に応じます。必要な場合、支援員が自宅等に訪問して実施します。	子育て支援課	保護者
笑顔♡子育てカウンセリング	毎月1回、心理カウンセラーが育児に不安がある保護者、悩みや不安があるこどものカウンセリングを行います。	子育て支援課	中高生 保護者
保護者支援事業	毎月1回、保育士が子育ての悩みや不安、保育の相談を行います。	子育て支援課	保護者
にこにこ子育て相談(児童館)	毎月1回、保健師・栄養士・保育士・利用者支援専門員がこどもの発達や栄養面、保育所の利用、育児上の相談に応じます。	子育て支援課	保護者
重層的支援体制の整備	こども、障がい、生活困窮等の複雑・複合的な課題を抱える世帯に対し、関係機関と連携して支援する体制を整備します。	社会福祉課	全世代
子育てサークル育成事業(児童館)	子育てグループごとに活動を実施し、グループ内の交流活動や他グループとの交流、誕生会の計画を行います。	子育て支援課	未就学児
子育てサロン・赤ちゃんサロン(社会福祉協議会)	児童と保護者が気軽に集まり、一緒に楽しく遊びながら情報交換できる交流の場として、社会福祉協議会がサロンを開設しています。結成されたグループで主体的に内容を決めて活動します。	社会福祉協議会	保護者

(注)★印は、「地域子ども・子育て支援 16 事業」を表しています。



- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章

### (3) 支援や配慮を必要とする子育て家庭への支援

貧困などにより、こどもが適切な教育や医療等を受けられないことや、多様な体験の機会を得られないなど、その成長が阻害されることや、社会から孤立することがないように、こどもの貧困の解消に向けた取組が必要です。

また、障害のある一人ひとりのこどもが、その可能性を伸ばし、地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援や療育支援を受けられる体制を充実します。

こども・若者やその家庭における複合化・複雑化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を整備します。

#### <取組の方針>

- ① こどもの貧困問題・教育格差の解消に向けた取組
- ② ひとり親家庭や経済的困窮状態にある家庭への支援
- ③ 虐待防止など要支援児童対策の推進
- ④ 障がいや育てにくさのあるこどもと家庭への支援
- ⑤ 外国につながるこどもと家庭への支援

#### <推進する施策>

施策名	施策内容	担当	主な対象
児童扶養手当の支給	満 18 歳に到達する年度末までの児童等を対象に、児童を養育しているひとり親に手当を支給します。	子育て支援課	保護者
母子家庭等医療費助成事業	満 18 歳に到達する年度末までの児童等を対象に、児童を養育しているひとり親を対象とした医療費の一部負担金の助成を行います(所得制限有)。	市民課	保護者
母子・父子自立支援員による相談支援の実施	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供や指導を行うとともに、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行います。	子育て支援課	保護者
ひとり親家庭の自立に向けた支援(自立支援給付金・高等職業訓練給付金等)	母子・父子家庭の母または父が、主体的に能力開発に取り組むことに対し、その支援として経費の一部(受講料や生活費)を給付金として支給します。	子育て支援課	保護者
母子父子貸付・進学準備給付金等の支援	保護者の世帯所得状況でこどもの進路が閉ざされてしまうことがないよう、高校・大学・専門学校等の授業料・入学金を含めた費用を貸付や助成で対応し、こどもの貧困問題に対応しています。	子育て支援課 社会福祉課	保護者
生活困窮者支援事業	生活困窮相談を受け、支援プランを作成し、各種福祉サービスを提供し、自立を促します。	社会福祉課	全世代
フードドライブの実施	市民にフードドライブへの協力を呼びかけ、家庭等で余っている食品を持ち寄ってもらい、それを必要としている方に提供します。	社会福祉協議会	全世代

施策名	施策内容	担当	主な対象
要保護児童対策地域協議会の取組	医療・保健・福祉・教育・児相・警察・民間団体等関係機関でネットワークを構成し、要保護・要支援児童の適切な保護を図るため情報交換を行い支援内容について協議し、対象家庭児童の養育・支援に取り組みます。	子育て支援課	全世代
★子育て世帯訪問支援事業(ホームヘルプサービス)	家事・育児に不安や負担があり、支援を受けることが困難な家庭を訪問支援員が訪問し、家事または子育て相談等を行います。	子育て支援課	全世代
特別児童扶養手当の支給	20歳未満で心身に中度以上の障がいがある児童を対象に、児童を養育している家庭の保護者に手当を支給します(所得制限規定有)。	社会福祉課	保護者
障がい者地域生活・相談支援センター事業	障がい全般の相談に応じます。必要に応じ、発達障がい児個別療育事業や健康増進課発達相談、ひょうご発達障がい者支援センターへ引き継ぎます。	社会福祉課	全世代
タイムケア・日中一時支援事業	障がい児の保護者の就労支援や一時的な休息を提供するため、当児童の放課後や夏休み等における日中の活動の場を提供します。一時的に見守りなどを必要とする場合も同様に支援します。	社会福祉課	小中学生
発達障がい児個別療育支援事業(発達支援室)	特別支援教育士による発達障がいの検査や相談・指導など、発達障がい児の個別療育を目指します。	社会福祉課	全世代
親子ふれあい教室(集団療育事業)	発達に遅れが見受けられる乳幼児や育児不安を持つ親子が集まり、遊びを通して基本的な生活習慣や社会性を身につけ、心身の健やかな成長を促します。	子育て支援課 健康増進課	未就学児
★児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童について、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、情報の提供や相談支援及び関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業です。必要に応じ事業の実施を検討します。	子育て支援課	こども 保護者
特別支援教育連携事業	障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう、関係機関等との連携を深め、適切な教育的支援が行われるよう個別の教育支援計画を立て、その計画の実施、評価のできる体制の整備を検討します。	学校教育課	小中学生
多文化共生サポーターの配置	日本語指導が必要な外国人児童に対し、教員等と外国人児童及び保護者とのコミュニケーションの円滑化を図るとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校・園生活への早期適応を促進するため、多文化共生サポーターを配置します。	学校教育課	幼稚園児 小中学生

(注)★印は、「地域子ども・子育て支援 16 事業」を表しています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

## 基本目標4 すべてのこども・若者、子育て家庭を支える仕組みづくり



### (1) こどもの活動場所の充実と安全の確保

核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中で、こども・若者や子育て家庭が孤立しないように、こどもを取り巻く地域、学校、市民等、社会全体でこどもの成長を見守り、支え合える環境を整備します。

また、緊急時において、こどもを危険から守り、災害の際は安全に避難することができるよう、地域とのつながりの形成や、関係機関との連携を強化します。

#### <取組の方針>

- ① 児童館・公園等安心して利用できる居場所の確保
- ② 通学時や放課後等における安全な環境の確保
- ③ 災害・事故や犯罪からこどもを守る体制、地域の見守り体制の充実

#### <推進する施策>

施策名	施策内容	担当	主な対象
児童館子育て講座・支援活動	市の子育て支援の拠点チャイコムで、各種子育て講座、音楽会等イベント、定期講習などを実施します。	子育て支援課	未就学児
公園の整備	こどもが快適に遊べる地域公園の新設や、遊具の設置・点検を含めた管理を行います。また、季節の行事などもPRします。	まちづくり課	全世代
通学路・歩道等の整備	児童生徒やベビーカーが安全に通行できる通学路やフラット歩道の整備を推進します。また道路照明灯の整備や危険箇所の点検等を行い、安全を確保します。	道路河川課 教育総務課	全世代
防犯灯・防犯カメラの整備	自治会と連携し、LED防犯灯を整備します。また、防犯上必要な地点に防犯カメラを設置し犯罪の抑止を図ります。	地域安全グループ	全世代
安全安心パトロール	安全安心推進員がパトロールによる商業・公共施設や道路等における防犯活動、事故防止活動、こどもたちの見守り活動を行います。	地域安全グループ	全世代
こども見守り隊などの地域活動	保護者(PTA)、地域づくり協議会、老人会組織等による地域見守り活動について、各団体の自主的な取組を支援します。	学校教育課 いきいき社会創造課 高齢介護課	全世代
安全安心メール・ひょうご防災ネット・公式LINE	防犯・防災に関する情報を、子育て家庭をはじめとする登録者に対して、迅速にメール配信します。	防災グループ 地域安全グループ	全世代

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

## (2)地域の子育て力の向上

小野市には豊かな自然環境があり、地域では伝統ある各種行事が伝承されています。年間を通じてオリジナリティを持った各種イベント・文化向上事業を開催し、市勢の一層の高揚を図っているところであり、今後も引き続き取組を進めていきます。また、地域で受け継がれてきた活動である子ども会活動や市内各地区で主体的に活動をしている「地域づくり協議会」等に、市が協働する体制づくりを進めて支援を行っていきます。

### <取組の方針>

- ① こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ② PTA、子ども会、民生委員・児童委員等活動の推進
- ③ 寺子屋、ファミリー・サポート・センター事業等地域主体の子育て援助活動の推進

### <推進する施策>

施策名	施策内容	担当	主な対象
PTA活動の推進	PTAを中核に、地域住民が参画・協働するPTCA「地域が支える交流機会の充実」を目指します。さまざまな交流活動を実施します。	いきいき社会創造課	小中学生
子ども会活動の推進	クリスマス会、秋祭りへの参加など、各地域においてこども同士の異年齢交流を進めます。	いきいき社会創造課	全世代
民生・児童委員、主任児童委員の活動と連携の強化	地域福祉の推進役である民生・児童委員、主任児童委員とともに子育て家庭との交流を促進し、子育てに関するさまざまな問題に対する地域での相談活動に取り組みます。	社会福祉課 子育て支援課	全世代
地域での子育て支援交流活動	三世代交流スポーツ大会、こども向け短期講座の開催など、地域における子育て支援交流を進めます。	いきいき社会創造課	全世代
放課後子ども教室(寺子屋事業)	各コミセンで開設している寺子屋事業の運営を行い、小学生が学習・スポーツ・文化活動等種々の社会経験をする機会を提供します。	いきいき社会創造課	小学生
健診・講座時の託児サービスの実施	健診・講座時に子育て中の保護者の負担を軽減するため、ボランティア「このゆびと～まれ♪」の支援を受け託児サービスを実施します。	子育て支援課 健康増進課	保護者
★おの育児ファミリー・サポート・センター事業	こどもの預かりや送迎など支援を希望する人と援助ができる人が会員となり、地域で子育てを相互に助け合う会員活動を行います。	子育て支援課	未就学児 小中学生

(注)★印は、「地域子ども・子育て支援 16 事業」を表しています。





## 基本目標5 仕事と子育てを両立させる社会環境づくり

### (1)男女共同参画社会の推進

性別にかかわらず、子育てに積極的に参画し、希望する人が働き続けることができるよう、男女共同参画意識の醸成に向けて、働き方や子育てに対する考え方の情報提供や、相談先を充実します。

#### <取組の方針>

- ① 世代間や個人間で異なる男女共同参画意識の向上
- ② 再就職・再チャレンジへの取組支援
- ③ 男性の育児に対する意識の向上

#### <推進する施策>

施策名	施策内容	担当	主な対象
男女共同参画啓発セミナーの実施	家庭でも、男らしさ・女らしさといったジェンダーにとらわれず、男女が互いに個性と能力を伸ばせるよう、男女共同参画の視点に立った学習機会を提供します。	ヒューマンライフグループ	全世代
男女共同による子育ての啓発	子育ては母親の役割といった固定的な考え方を解消し、育児や家事は男女の共同責任であることや、子育てを社会全体で支えあう重要性を講座や広報により広く浸透させます。	ヒューマンライフグループ	全世代
女性のための相談	市男女共同参画センター(エクラ内)において、毎週木曜日に「女性のための相談」(電話相談・面接相談)を開設しています。	ヒューマンライフグループ	全世代
再就職支援	女性の再就職支援として毎月1回、エクラでハローワークの出張相談が開設されています。また、保育環境の整備や男女共同参画意識の高揚に向けて啓発し、就業が容易となるよう努めます。	ヒューマンライフグループ	保護者
パパママサロン	パパ・ママの役割についての講話や沐浴の仕方・おむつの替え方などの実習、父性の育成を図るための夫の妊婦体験や父用育児ガイドの配布を行います。	健康増進課	保護者
パパサタサロン(児童館)	毎月2回程度、男女(父母)共同の子育て支援イベントや講座の開催を実施します。	子育て支援課	保護者



## (2)子育てと仕事との両立に対する職場理解の促進

ワーク・ライフ・バランスの促進に向けて、企業等における各種制度の利用促進や、職場環境の整備を働きかけ、誰もが制度を活用することができる環境づくりを進めます。

### <取組の方針>

- ① 出産・子育てへの職場理解や育児休暇取得の推進
- ② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

### <推進する施策>

施策名	施策内容	担当	主な対象
育児休業制度の利用促進	事業所への育児・介護雇用安定助成金等の PR によって、育児休業制度及び休業中の手当支給などの促進を図ります。	産業創造課	保護者
労働時間短縮の促進	完全週休2日制の普及や年次有給休暇の取得促進など、労働時間短縮に向けて事業主や就労者への啓発に努めます。	産業創造課	保護者
仕事と育児の両立に向けた職場理解の促進	女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、男性・女性ともに育児休業制度等の活用、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立できる職場環境づくりに対する理解・協力を求めています。	産業創造課	保護者



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

# 第5章

## 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策



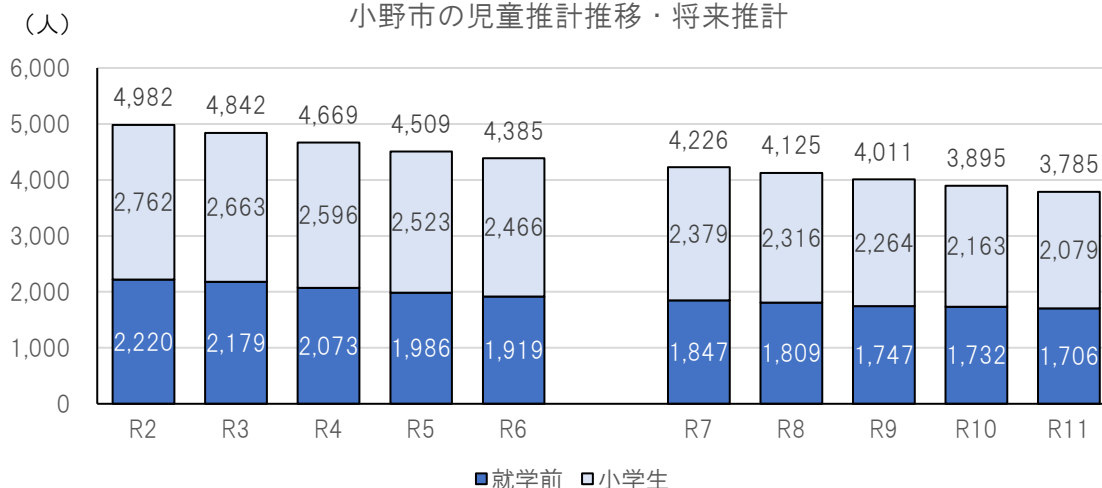
### 1. 計画期間における児童数の見込み

計画期間中の児童数の見込みについて、令和2年から令和6年までの各年4月1日の住民基本台帳人口（外国人を含む）をもとに、コーホート変化率法より、下表の通り推計いたしました。

（単位：人）

	実績（各年4月1日現在）					推計（コーホート変化率法）				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	286	321	284	274	272	271	266	262	259	254
1歳	358	312	328	291	291	286	284	279	275	272
2歳	371	366	323	343	295	300	295	293	287	283
3歳	397	377	363	331	351	300	305	300	298	291
4歳	403	398	379	368	334	354	303	308	303	301
5歳	405	405	396	379	376	336	356	305	310	305
6歳	409	415	407	397	387	381	340	361	309	314
7歳	460	405	415	409	398	387	381	340	361	309
8歳	449	461	402	410	410	396	385	380	339	359
9歳	473	446	456	398	409	406	393	382	377	336
10歳	469	467	450	460	399	410	407	394	383	378
11歳	502	469	466	449	463	399	410	407	394	383
就学前 0～5歳	2,220	2,179	2,073	1,986	1,919	1,847	1,809	1,747	1,732	1,706
小学生 6～11歳	2,762	2,663	2,596	2,523	2,466	2,379	2,316	2,264	2,163	2,079
合計 (0～11歳)	4,982	4,842	4,669	4,509	4,385	4,226	4,125	4,011	3,895	3,785

小野市の児童推計推移・将来推計





## 2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。この教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

小野市では、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1区域（全市）と設定します（①図）。

なお、放課後児童健全育成事業（アフタースクール事業）についてのみ、今後の利用状況や提供施設の整備の状況、子どもが放課後に容易に利用できること等に鑑み、8区域（8小学校区）と設定します。

（②図）

①図



②図



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章



### 3. 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制

#### 【認定こども園への移行の推進】

本市では、令和7年3月現在認定こども園は7園が開設されています。

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等に対しても柔軟にこどもの受け入れが可能な施設と期待されています。

こどもの減少が見込まれる本市においても、既存の幼稚園及び保育所の認定こども園への移行については、施設の利用希望に沿って適切な利用が可能となるよう、施設側の意向及び地域性や現施設の老朽化も考慮に入れて、状況に応じ検討を進めます。

～本計画の目標～

#### 「各小学校区に1か所以上の就学前教育施設を設置する。」

#### 【質の高い幼児教育・保育、地域の子育て支援の推進】

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、認定こども園・保育所・幼稚園や地域の子育てサービスが適切に提供されるよう、関係機関と連携を図りながら、幼稚園教諭や保育士・保育教諭をはじめ、さまざまな教育・保育サービスに関わる人への研修等の機会を提供するなど、市としての支援を充実していきます。

#### 【認定区分と提供施設】

認定区分		提供施設
1号	3～5歳：2号認定以外のこども	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳：家庭での必要な保育が困難として、保育の必要性について認定を受けたこども	保育所、認定こども園
3号	0～2歳：家庭での必要な保育が困難として、保育の必要性について認定を受けたこども	保育所、認定こども園 地域型保育給付施設

(注)「家庭での必要な保育が困難」とは、就労(48時間以上)、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがある、などです。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

【幼児教育・保育の状況】

■認定こども園・保育所（市内 14 か所）の入所の推移

各年4月1日現在

		R2	R3	R4	R5	R6
	0歳	39人	43人	37人	37人	46人
	1歳	178人	176人	192人	170人	188人
	2歳	255人	234人	236人	256人	217人
	3歳	357人	332人	313人	299人	326人
	4歳	359人	362人	346人	326人	307人
	5歳	349人	351人	361人	348人	336人
合計		1,537人	1,498人	1,485人	1,436人	1,420人
定員		1,464人	1,464人	1,487人	1,482人	1,462人
定員充足率		105.1%	102.3%	99.9%	96.9%	97.1%
施設数		14施設	14施設	14施設	14施設	14施設
保育士・保育教諭数（常勤）		159人	159人	163人	167人	159人
保育士・保育教諭数（非常勤）		124人	136人	129人	142人	144人

※各項目は1号認定及び市外からの受託児童を含んでいます。

資料：子育て支援課

■幼稚園（市内 2 か所）の利用の推移

各年5月1日現在

		R2	R3	R4	R5	R6
	4歳	40人	29人	20人	30人	16人
	5歳	46人	40人	29人	21人	30人
合計		86人	69人	49人	51人	46人
定員		135人	125人	100人	100人	100人
定員充足率		63.7%	55.2%	49.0%	51.0%	46.0%
学級数		6学級	5学級	4学級	4学級	4学級
教員数		9人	9人	9人	9人	8人

※3歳児の受入れは実施しておりません。

資料：学校教育課

■市内児童の幼児教育・保育施設利用率

令和6年4月1日現在

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
乳幼児数（R6.4.1 現在）	272人	291人	295人	351人	334人	376人	1,919人
市内公立幼稚園 2 施設				—	16人	30人	46人
兵庫教育大学附属幼稚園				6人	4人	4人	14人
市内私立 14 施設	46人	183人	215人	323人	300人	332人	1,399人
市外の認可保育施設	0人	5人	2人	3人	7人	4人	21人
教育・保育施設の利用児数	46人	188人	217人	332人	327人	370人	1,480人
教育・保育施設の利用率	16.9%	64.6%	73.6%	94.6%	97.9%	98.4%	77.1%

※市外私立幼稚園及び認可外（事業所系統）保育施設利用児童を除きます。

資料：子育て支援課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章



## 4. 幼児教育・保育の提供体制

計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）及び提供体制の確保の内容及び実施時期については、現在の利用状況や令和5年度に実施した「子ども・子育てに関するアンケート」の結果を踏まえ、以下のとおり設定します。

	令和7年度						令和8年度						
	1号		2号		3号		1号		2号		3号		
	(教育のみ) 3~5歳	(教育希望) 3~5歳	(左記以外) 3~5歳	0歳	1歳	2歳	(教育のみ) 3~5歳	(教育希望) 3~5歳	(左記以外) 3~5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み ＜必要利用定員総数＞	200	13	900	50	170	230	200	13	840	50	170	200	
割合(%) ＜対象人口に対する①＞	20.2	—	90.9	18.5	59.4	76.7	20.7	—	87.1	18.8	59.9	67.8	
②確保方針	認定こども園	96	—	586	54	102	143	105	—	611	62	114	159
	幼稚園	100	—	—	—	—	—	105	—	—	—	—	—
	保育所	—	—	316	30	80	88	—	—	254	22	60	54
	広域 (他市町施設)	0	0	18	2	4	2	0	0	18	2	4	2
	新制度に移行しない 幼稚園(兵教大) 企業主導型保育所	6	13	—	—	—	—	6	13	—	—	—	—
②計	202	13	921	88	188	234	216	13	884	88	180	216	
②—①	2	0	21	38	18	4	16	0	44	38	10	16	

※市内児童の直近3年間の入所率及びアンケート調査結果より算出した各項目の割合をもとに量の見込みを算出しています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

各年度4月1日現在（単位：人、％）

令和9年度						令和10年度						令和11年度					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
(教育のみ) 3～5歳	(教育希望) 3～5歳	(左記以外) 3～5歳	0歳	1歳	2歳	(教育のみ) 3～5歳	(教育希望) 3～5歳	(左記以外) 3～5歳	0歳	1歳	2歳	(教育のみ) 3～5歳	(教育希望) 3～5歳	(左記以外) 3～5歳	0歳	1歳	2歳
190	12	800	50	160	200	190	10	750	50	140	180	190	9	700	50	130	170
20.8	—	87.6	19.1	57.3	68.3	20.9	—	82.3	19.3	50.9	62.7	21.2	—	78.0	19.7	47.8	60.1
105	—	625	62	114	159	114	—	635	64	124	171	114	—	580	54	110	147
105	—	—	—	—	—	105	—	—	—	—	—	105	—	—	—	—	—
—	—	217	14	47	43	—	—	129	9	20	22	—	—	123	9	20	24
0	0	18	2	4	2	0	0	15	2	4	2	0	0	15	2	4	2
6	12	—	—	—	—	5	10	—	—	—	—	5	9	—	—	—	—
0	0	1	2	2	1	0	0	1	2	2	1	0	0	1	2	2	1
216	12	861	80	167	205	224	10	780	77	150	196	224	9	719	67	136	174
26	0	61	30	7	5	34	0	30	27	10	16	34	0	19	17	6	4

第1章

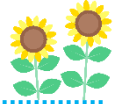
第2章

第3章

第4章

第5章

第6章



## 5. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

### (1)利用者支援事業

#### 【事業内容】

こどもやその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【現状】

本市では、令和5年度より「こどもサポートセンター」で事業を実施しています。市子育て支援課と健康増進課、発達支援室が連携し、すべての妊産婦、こどもやその家庭等を対象とし、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援や、虐待への予防等、個々の家庭に応じた包括的な支援を行っています。

#### 【見込みと確保】

(単位：か所数)

年 度		R7	R8	R9	R10	R11	
①量の見込み		1	1	1	1	1	
②確保方策	利用者支援事業	基本型	0	0	0	0	0
		特定型	0	0	0	0	0
		こども家庭センター型	1	1	1	1	1
		小 計	1	1	1	1	1
	そ の 他	0	0	0	0	0	
	計	1	1	1	1	1	
②-①		0	0	0	0	0	

#### 【方策】

こどもや保護者が多様な教育・保育やサービスの中から個々のニーズに応じたメニューを確実に円滑に利用できるよう、現在の提供体制を維持していきます。



## (2)地域子育て支援拠点事業

### 【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談や情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【現状】

来住保育所での子育て支援センターと、児童館チャイコムでの「つどいの広場」事業として2か所で実施しています。令和5年度の延利用人数は、3,866人です。

### 【見込みと確保】

(単位：年間延べ人数、か所数)

年度	R7	R8	R9	R10	R11	
①量の見込み	3,758	3,717	3,679	3,634	3,592	
②確保方策	子育て支援センター	1,100	1,075	1,055	1,020	1,000
	児童館チャイコム	2,658	2,642	2,624	2,614	2,592
	計	3,758	3,717	3,679	3,634	3,592
	実施か所数	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0	

### 【方策】

地域の子育て支援拠点として、こどもとその保護者が集い、交流や相談ができる場として、引き続き、2か所での提供体制を維持していきます。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

### (3)延長保育事業(時間外保育事業)

#### 【事業内容】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日や時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

#### 【現状】

小野市では市内すべての認定こども園・保育所で実施しており、保育標準時間(朝7時~夕方18時)を超えての保育となります。令和5年度の利用人数は、457人です。

#### 【見込みと確保】

(単位：人)

年 度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	400	390	380	370	360
②確保方策	400	390	380	370	360
②-①	0	0	0	0	0

#### 【方策】

引き続き、市内すべての認定こども園と保育所で実施する提供体制を維持していきます。



## (4)一時預かり事業

### 【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、主として昼間において、保育所や幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【現状】

幼稚園の在園児を対象とした一時預かりを、令和6年度（令和6年11月）から実施しています。上記以外のこども（自宅で養育中のこども）に対する一時預かりは、令和5年度の延利用人数が、1,074人です。

### 【見込みと確保】

#### ■幼稚園型

（単位：年間延べ人数、か所数）

年 度		R7	R8	R9	R10	R11	
①量の見込み		95	100	100	100	100	
1号認定による利用		95	100	100	100	100	
2号認定による利用		-	-	-	-	-	
確保 方策	②延利用人数	95	100	100	100	100	
	か 所 数	幼稚園一時預かり実施数	2	1	1	1	1
		認定こども園の実施数	8	8	9	9	9
		計	10	9	10	10	10
②-①		0	0	0	0	0	

※幼稚園型Ⅱを除く

#### ■幼稚園型以外

（単位：年間延べ人数、か所数）

年 度		R7	R8	R9	R10	R11	
①量の見込み		900	750	700	650	600	
確保 方策	②延利用人数	900	750	700	650	600	
	か 所 数	保育所一時預かり実施数	6	6	5	5	5
		認定こども園の実施数	8	8	9	9	9
		ファミリー・サポート・センター事業	1	1	1	1	1
		その他	0	0	0	0	0
		計	15	15	15	15	15
②-①		0	0	0	0	0	

### 【方策】

上記の体制で実施しており、引き続き現在の提供体制を維持していきます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

## (5)病児・病後児保育事業

### 【事業内容】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

### 【現状】

民間事業者（りあんず）により、平成 26 年 5 月から病院併設型で事業を開始しました。生後 6 か月から小学校 6 年生までのこどもを対象として、定員は 4 人／日、開所日は月～金（土・日・祝祭日・年末年始は休み）、月平均の開所日数は 15 日間となっています。

令和 5 年度の延利用人数は、243 人です。

さらに、令和 6 年度からは、こどもが保育中に体調不良となった場合に対応するため、看護師を採用し病児・病後児保育を実施する事業所に対し補助金を交付する体調不良児対応型を実施し、安心して子育てができる環境を整えています。

### 【見込みと確保】

（単位：年間延べ人数、か所数）

年 度		R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		540	560	580	580	580
②確保方策		1,200	1,200	1,440	1,440	1,440
病児対応型	か所数	1	1	1	1	1
	総定員	960	960	960	960	960
病後児対応型	か所数					
	総定員					
体調不良児対応型	か所数	1	1	2	2	2
	総定員	240	240	480	480	480
訪問型	か所数					
	総定員					
②-①		660	640	860	860	860

### 【方策】

近年の利用実績最大年度でも延 250 人であり、現状で確保が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

## (6)放課後児童健全育成事業(アフタースクール事業)

### 【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や夏休み等に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

### 【現状】

小野市では、今後の利用状況や提供施設の整備の状況、こどもが放課後に容易に利用できること等に鑑み、8区域(8小学校区)として確保方策を設定していきます。

### 【見込みと確保】

(単位：人)

#### 小野小学校(のびのびクラブ)

年 度		R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		87	110	109	103	103
低学年	小学1年生	45	50	50	50	50
	小学2年生	25	30	30	30	30
	小学3年生	10	20	20	15	15
	小計	80	100	100	95	95
高学年	小学4年生	3	4	4	4	4
	小学5年生	3	4	3	3	3
	小学6年生	1	2	2	1	1
	小計	7	10	9	8	8
計		87	110	109	103	103
②確保方策	児 童 数	75	125	125	125	125
②-①		△12	15	16	22	22

#### 小野東小学校(すくすくクラブ)

年 度		R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		134	145	145	140	139
低学年	小学1年生	60	60	60	60	60
	小学2年生	50	55	55	50	50
	小学3年生	15	20	20	20	20
	小計	125	135	135	130	130
高学年	小学4年生	5	5	5	5	4
	小学5年生	3	4	4	4	4
	小学6年生	1	1	1	1	1
	小計	9	10	10	10	9
計		134	145	145	140	139
②確保方策	児 童 数	100	150	150	150	150
②-①		△34	5	5	10	11

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

河合小学校（わくわくクラブ）

年 度		R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		41	43	43	42	41
低学年	小学1年生	20	20	20	20	20
	小学2年生	15	17	17	16	16
	小学3年生	5	5	5	5	4
	小計	40	42	42	41	40
高学年	小学4年生	1	1	1	1	1
	小学5年生	0	0	0	0	0
	小学6年生	0	0	0	0	0
	小計	1	1	1	1	1
計		41	43	43	42	41
②確保方策	児 童 数	40	50	50	50	50
②-①		△1	7	7	8	9

来住小学校（ほのぼのクラブ）

年 度		R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		25	25	23	21	21
低学年	小学1年生	10	10	10	8	8
	小学2年生	10	10	8	8	8
	小学3年生	5	5	5	5	5
	小計	25	25	23	21	21
高学年	小学4年生	0	0	0	0	0
	小学5年生	0	0	0	0	0
	小学6年生	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
計		25	25	23	21	21
②確保方策	児 童 数	34	34	34	34	34
②-①		9	9	11	13	13



市場小学校（にこにこクラブ）

年 度		R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		62	77	77	72	72
低学年	小学1年生	25	30	30	30	30
	小学2年生	20	25	25	20	20
	小学3年生	15	20	20	20	20
	小計	60	75	75	70	70
高学年	小学4年生	2	2	2	2	2
	小学5年生	0	0	0	0	0
	小学6年生	0	0	0	0	0
	小計	2	2	2	2	2
計		62	77	77	72	72
②確保方策	児 童 数	50	100	100	100	100
②-①		△12	23	23	28	28

大部小学校（きらきらクラブ）

年 度		R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		59	60	57	56	56
低学年	小学1年生	20	20	20	20	20
	小学2年生	20	20	20	20	20
	小学3年生	17	18	15	14	14
	小計	57	58	55	54	54
高学年	小学4年生	2	2	2	2	2
	小学5年生	0	0	0	0	0
	小学6年生	0	0	0	0	0
	小計	2	2	2	2	2
計		59	60	57	56	56
②確保方策	児 童 数	44	65	65	65	65
②-①		△15	5	8	9	9

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

中番小学校（すきっぷクラブ）

年 度		R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		18	17	16	15	14
低学年	小学1年生	6	6	6	6	6
	小学2年生	7	6	6	5	4
	小学3年生	5	5	4	4	4
	小計	18	17	16	15	14
高学年	小学4年生	0	0	0	0	0
	小学5年生	0	0	0	0	0
	小学6年生	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
計		18	17	16	15	14
②確保方策	児 童 数	44	44	44	44	44
②-①		26	27	28	29	30

下東条小学校（なかよしクラブ）

年 度		R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		20	18	16	16	16
低学年	小学1年生	10	10	9	9	9
	小学2年生	5	5	4	4	4
	小学3年生	5	3	3	3	3
	小計	20	18	16	16	16
高学年	小学4年生	0	0	0	0	0
	小学5年生	0	0	0	0	0
	小学6年生	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
計		20	18	16	16	16
②確保方策	児 童 数	44	44	44	44	44
②-①		24	26	28	28	28

【方策】

令和7年度のスタート時では待機児童が発生しているところもありますが、令和8年度には教室の確保や施設の整備等により待機児童は解消できる見込みです。今後も、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努め、放課後におけるこどもの居場所づくりに取り組みます。

放課後児童健全育成事業については、今後小学校の余裕教室が出た場合の活用検討や民間委託によるさらなる活性化などを推進していきます。

## (7)子育て短期支援事業(子育てショートステイ事業)

### 【事業内容】

保護者の疾病や育児疲れ等の理由により、家庭において養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等に、児童養護施設等において、一定期間児童や親子に、必要な保護やレスパイト・ケア等必要な支援を行う事業です。

### 【現状】

近隣市にある、児童養護施設8か所と乳児院4か所、その他ファミリーホームや里親を指定して実施しています。

令和5年度の延利用人数は、4人です。

### 【見込みと確保】

(単位：年間延べ人数)

年度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	50	50	50	50	50
②確保方策	50	50	50	50	50
実施機関	市子育て支援課				
委託団体等	市と契約した児童養護施設等				

### 【方策】

現在の提供体制を維持していきませんが、必要に応じ指定施設の新規追加を検討していきます。



## (8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

### 【事業内容】

こどもの預かりや保育所等施設・習い事等の送迎など、利用を希望する人と援助ができる人が会員となり、地域で子育てを相互に助け合う会員活動をコーディネートする事業です。

### 【現状】

平成16年度から実施しており、広く市内子育て家庭に制度が浸透しています。生後6か月から9年生までのこどもを対象として、利用料(活動報酬)は1時間当たり600円(土・日・祝日・お盆と年末年始期間は1時間当たり100円加算)、活動時間帯は、朝5時から夜22時まで(朝5時～7時及び夜20時～22時の間は1時間当たり100円加算)で、宿泊利用はできません。平成27年10月から利用料半額助成の実施により利用実績が大きく伸びましたが、令和3年3月末の半額助成終了やコロナ禍の影響により、近年は利用実績が大きく下がっています。

令和5年度の延利用人数は、就学児分で、875人(全体は947人)です。

### 【見込みと確保】

(単位：年間延べ人数)

年度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み(就学児のみ)	1,172	1,119	1,103	1,060	1,020
②確保方策	1,172	1,119	1,103	1,060	1,020
②-①	0	0	0	0	0

### 【方策】

近年の利用実績が量の見込みに相当する数値で推移していることから、現状で確保が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。



## (9) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### 【事業内容】

育児や出産後の子育てについて、不安や負担がある家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、安心して子育てができるように支援する事業です。

### 【現状】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との連携を図り、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援を行います。

令和5年度の利用人数は、2人です。

### 【見込みと確保】

(単位：年間延べ人数)

年度		R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		30	30	30	30	30
②確保方策	実施体制	2	2	2	2	2
	実施機関	市子育て支援課				
	委託団体等	市直営				

### 【方策】

上記の体制で確保が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

## (10)妊婦健康診査

### 【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安全な出産を支援するため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握②検査計測③保健指導を実施し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る事業です。

### 【現状】

妊婦1人当たり14回分の健診費用の助成（上限100,000円）を行っています。  
令和5年度の健診受診者数は、447人、健診回数は、3,339回です。

### 【見込みと確保】

（単位：人、回）

年 度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み					
健診受診者数	280	275	270	265	260
健診回数	3,360	3,280	3,200	3,120	3,040
②確保方策	実施場所	医療機関（助成券または償還払い）			
	実施体制	市健康増進課で助成券交付			
	検査項目	身体検測、血液検査、超音波検査、問診等			
	実施時期	常時			

※妊婦が2か年に渡る場合は、各年度それぞれに計上。

### 【方策】

令和7年度より120,000円助成します。  
また、多胎妊婦には、助成券25,000円をさらに助成します。



## (11)乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業内容】

保健師等が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援の必要なケースを早期発見、適切なサービスにつなげる事業です。

### 【現状】

令和5年度の利用者数は、283人です。

### 【見込みと確保】

(単位：人)

年 度		R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		271	266	262	259	254
②確保方策	実施体制	15	15	15	15	15
	実施機関	市健康増進課				
	委託団体等	市直営				

### 【方策】

上記の体制で確保が可能であるため、現在の実施体制を維持していきます。

## (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

また、新制度未移行幼稚園に通う低所得世帯への副食費の助成も行います。

### 【方策】

平成27年度から事業を開始しており、適宜対象世帯への助成を行います。

## (13)多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

### 【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【方策】

必要に応じて事業の実施を検討していきます。

## (14)子育て世帯訪問支援事業

### 【事業内容】

養育支援が必要な家庭に対し、市の委託契約事業者からヘルパーを派遣することで、家事、育児等の子育て支援を行う事業です。

### 【見込みと確保】

(単位：年間延べ人数)

年度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	50	50	50	50	50
②確保方策	50	50	50	50	50

### 【方策】

上記の体制で確保が可能であるため、現在の実施体制を維持していきます。

## (15)児童育成支援拠点事業

### 【事業内容】

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、情報の提供や相談支援及び関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業です。

### 【方策】

必要に応じて事業の実施を検討していきます。

## (16)親子関係形成支援事業

### 【事業内容】

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

### 【見込みと確保】

(単位：人)

年度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10

### 【方策】

上記の体制で確保が可能であるため、現在の実施体制を維持していきます。

## (17)妊婦等包括相談支援事業

### 【事業内容】

妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

### 【見込みと確保】

(単位：回)

年 度		R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	妊娠届出数	296	291	287	284	279
	1組当たり面談回数	2	2	2	2	2
	面談実施合計回数	600	580	560	540	520
②確保方策		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

### 【方策】

上記の体制で確保が可能であるため、現在の実施体制を維持していきます。

## (18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

### 【事業内容】

月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず利用可能な通園制度です。

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援を行う事業です。

### 【見込みと確保】

(単位：人)

年 度		R7	R8	R9	R10	R11
0 歳児	①量の見込み		13	13	12	12
	②確保方策		13	13	12	12
1 歳児	①量の見込み		7	7	7	7
	②確保方策		7	7	7	7
2 歳児	①量の見込み		6	6	6	6
	②確保方策		6	6	6	6

### 【方策】

令和8年度から実施予定です。

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容】

地域の教育・保育施設が乳児等通園支援事業者になる予定であるため、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保や情報共有について、体制が整備されています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

## (19)産後ケア事業

### 【事業内容】

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

### 【見込みと確保】

(単位：年間延べ人数)

年度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	80	80	70	70	60
②確保方策	80	80	70	70	60

### 【方策】

上記の体制で確保が可能であるため、現在の実施体制を維持していきます。



# 第6章 計画の推進



## 1. 推進体制の整備と進行管理

### (1) 庁内連携の推進

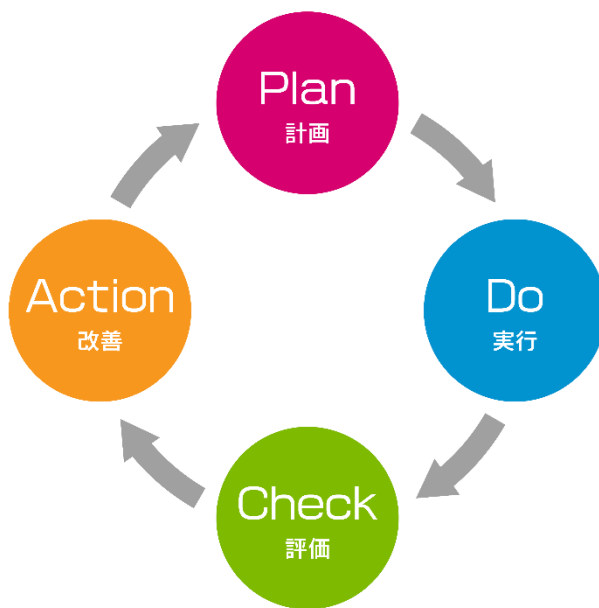
本計画に基づき、さまざまな分野での子育て支援施策を総合的かつ効果的に実施するため、庁内関係部局が緊密な連携を図り、全庁的に施策の推進に取り組んでいきます。

### (2) 計画の点検・評価

子育て支援課と学校教育課・健康増進課を事務局として、PDCA サイクル（「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」のプロセスを踏まえたうえで計画の進行管理を行います。

なお、Check（検証・評価）については、こどもの保護者、こども・子育て支援に関する事業者や学識経験者、地域の関係者や関係団体の代表、市民等で構成する「子ども・子育て会議」により、計画進行状況の把握と点検・評価を実施します。

【PDCAサイクル図】



具体的取組の基本目標や方針、推進施策について、こども、親（保護者）、祖父母等の親族、教育・保育事業者や学校、行政機関、地域の子育て支援者や地域活動団体及び企業等を分析軸として、取組の進捗度の検証を行います。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章



## 2. 市民及び関係団体等との連携

### (1) 計画の周知及び地域の参加・参画の促進

本計画の推進にあたっては市民や地域の共通理解と協力体制が不可欠です。

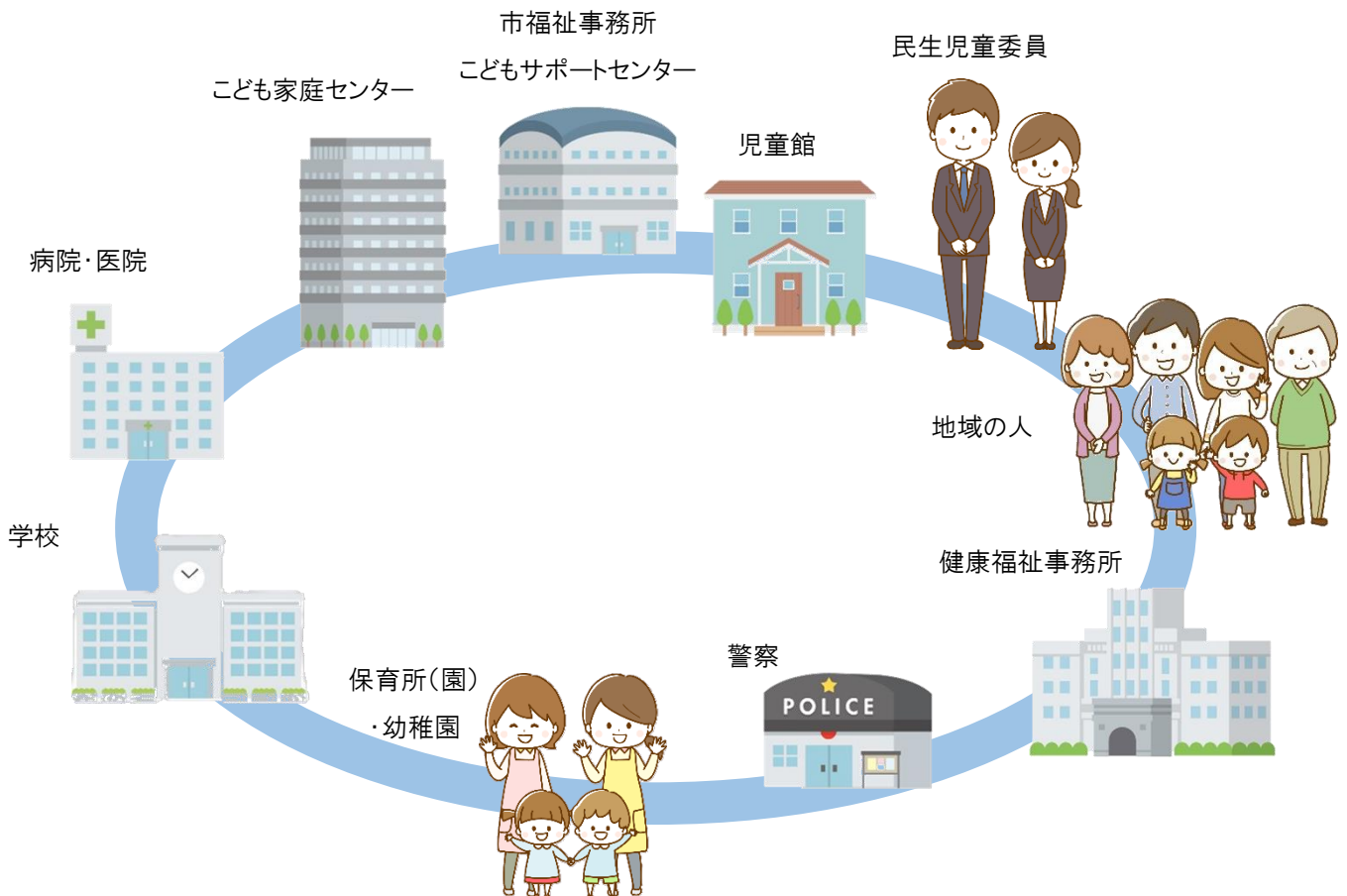
市民や地域の企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子育て支援の意義について理解を深めるよう、広報紙やイベントなどさまざまな媒体や機会を活用し、計画の周知に努めます。また、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型サービスの充実など、市民等による地域ぐるみでの取組を支援していきます。

### (2) 関係機関・団体との連携

地域全体で子育て支援を推進するためには、認定こども園や保育所、幼稚園、学校、その他子育てにかかわる関係団体や関係機関が、行政とのパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本計画の推進や子育てにかかわる問題の解決に向けて、関係機関・団体などとの連携を深め、情報の共有を図るとともに、子育て支援ネットワークの体制整備に努めていきます。

【子育て支援ネットワーク図】



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

## 資料編

### ○小野市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第13号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び当該施策の実施状況を調査審議するため、小野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募により選出した市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の徴取等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例で定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○小野市子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度）

選出区分	委員氏名	役職	所属 及び 役職等
(1) こどもの保護者	畑井 加奈子		小野市連合PTA 副会長
	韓 天智		小野市子ども会連絡協議会 役員
(2) 子育て支援事業 従事者	森崎 理恵		公益社団法人 兵庫県小野市保育協会会長 白百合こども園園長
	清水 理恵		おの育児ファミリー・サポート・センター サブリーダー
	藤尾 淳子		小野託児サークル「このゆびと～まれ♪」
(3) 学識経験者	飯野 祐樹	会長	国立大学法人 兵庫教育大学大学院 准教授
(4) 公簿選出の市民	大崎 孝美		市民委員
	橋口 和子		市民委員
(5) その他市長が必 要と認める者	貝原 一	副会長	小野市民生児童委員協議会 会長
	水池 千晶		小野市民生児童委員協議会
	坪田 徹		一般社団法人 小野市・加東市医師会理事 坪田小児科院長
	藤原 正伸		小野市小・特別支援学校長会 小野小学校長
	岡田 和幸		小野市立幼稚園2園代表 わか松・小野東幼稚園長

※順不同・敬称略

○用語集

	用語	解説
ア行	生きる力	・変化の激しいこれからの社会を生きるために必要とされる、「基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」の知・徳・体の力を指す。
	いずみ会(兵庫県食生活改善推進員協議会)	・“私達の健康は私達の手で”を合い言葉に、子どもから高齢者まで幅広い年代を対象に地域に根ざした食育活動を実践しているボランティア団体。
	ウェルビーイング	・身体的・精神的・社会的に良い状態であることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。
	SNS	・social networking service の略称。インターネットのネットワークを通じて、個人間のコミュニケーションを促進する会員制サービスのこと。
カ行	こどもまんなか 児童福祉週間	・こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、こども家庭庁が定めた毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を指す。
サ行	産後うつ	・母体が妊娠前の状態に回復するまでの通常6～8週までの期間に、急激な身体的変化・ホルモンの変化、育児による心理社会的変化が同時に起こることから発症するうつ病のこと。
	16 か年教育	・胎児期を-1歳とし、-1歳から義務教育修了(15歳)までの16か年を脳の発達にとって重要な時期と捉え、キャリア形成を意識し、脳の成長に応じた教育を行うこと。
	スクールカウンセラー	・臨床心理士など、高度に専門的な知識を持ち、児童生徒の心をケアする「心の専門家」。不登校・いじめ・問題行動等、精神的なストレスを抱えるこどもや保護者の教育相談に当たり、児童生徒、保護者、教員を援助することを目的とする。
	スクールソーシャルワーカー	・社会福祉士、精神保健福祉士など、福祉及び教育の分野において専門的な知識や経験を有し、児童生徒のさまざまな情報を整理統合し、アセスメント、プランニングした上で、関係機関との連携を図る者。

	用語	解説
タ行	多文化共生サポーター	・外国人住民が、地域で暮らしやすくするために、生活適応や学習支援等、学校生活への適応を図るために派遣するサポーター(支援者)のこと。
	地域型保育給付施設	・市町村を実施主体とした、事業者に対する給付の認可基準(職員数・職員資格の有無、あるいは職員資格の保有者数・保育室等の規模・給食の提供状況)を満たす小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業の4つの事業類型を指す。
ナ行	認定こども園	・幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯(おおむね7時から18時まで)で幼児教育・保育を行う施設。
ハ行	パブリックコメント	・市等が条例や計画を企画立案する際に、その計画等の案や関連資料を公表し、広く公に意見・情報・改善案等を求める手続きのこと。
	不育症	・妊娠したものの、流産、死産を2回以上繰り返す状態。
	フードドライブ	・家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。
マ行	民生委員・児童委員	・民生委員法に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は3年で、職務は、①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言等、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関等への業務の協力などである。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。
ヤ行	ヤングケアラー	・家族にケアを必要とする人がいる場合に、本来なら大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話などを行っている18歳未満の子どもをいう。通学や仕事に影響が生じていることがある。
ワ行	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	・「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

第3期小野市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

改訂版発行年月：令和8年3月

■編集・発行／小野市 市民福祉部 子育て支援課

〒675-1380 兵庫県小野市中島町 531

TEL：0794-63-1000（代表） FAX：0794-63-1990

だれもが安心して  
こどもを生き育てることができ、  
すべてのこどもが  
心豊かに成長できるまち

